事業所税の手引

東京都主税局・都税事務所

事業所税の電子申告・申請、電子納税のご案内

eLTAX（エルタックス）

インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の**電子申告・申請、電子納税**をご利用ください

※　詳しくは、P.79 をご覧ください

は　じ　め　に

事業所税は、都市環境の整備に充てる財源を確保するために、昭和 50 年に創設された目的税で、指定都市等（P.77「事業所税の課税団体」参照）が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係のあることに着目して、その事業活動の規模に応じて課税するしくみになっています。

事業所税は、申告納付のほか、事業所用家屋貸付等申告という制度を採用しており、本税の適正・公平かつ円滑な運用には、納税義務者の皆様や貸ビルの所有者の皆様など、すべての関係者のご理解とご協力が必要となります。

この事業所税の手引には、事業所税のあらましから東京都（23 区内）における各種申告書の記載方法、よくあるお問合せなどを図表やＱ＆Ａを多用することで、できるだけ分かりやすく説明してありますので、事業所税制度の理解や申告等の参考にしていただければ幸いです。

なお、事業所税の詳しい内容やご不明の点については、所管都税事務所（P.78「申告書等受付都税事務所一覧」参照）の事業所税担当までお問い合わせください。

※　事業所税（市町村税）は、東京 23 区内では都税として課税されます。

本手引は令和８年３月現在の法令等に基づき、東京都（23 区内）の取扱いについて記載しております。今後、法令等に改正があった場合には、改正後の法令等に基づきお取り扱いくださいますようお願いいたします。

目　　次

一目でわかる事業所税（フローチャート）……4

第１部　事業所税の課税のしくみ

１　課税対象……5
２　納税義務者……6
３　課税標準……7
４　税率……12
５　免税点……12
６　非課税……16
７　課税標準の特例……17
８　減免……18
９　みなし共同事業……19

第２部　事業所税の申告と納付

第１　申告と納付のあらまし……30
１　事業所税の申告書等の入手方法……31
２　事業所税の申告方法……31
３　事業所税の期限後申告等について……31

第２　事業所税の申告……33
１　申告書等作成の流れ……33
２　事業所税の納付申告書の記載要領……35
設例……35
事業所税の申告書（第44号様式）……36
事業所等明細書（第44号様式別表１）……38
納付書……39
非課税明細書（第44号様式別表２）……40
課税標準の特例明細書（第44号様式別表３）……41
共用部分の計算書（第44号様式別表４）……42
３　免税点以下申告書の記載要領……44
４　事業所税減免申請書の記載要領……46
５　みなし共同事業に関する明細書の記載要領……48

第３　事業所等の新設・廃止申告 …… 50
第４　事業所用家屋の貸付等申告 …… 52

非課税等一覧表

非課税対象施設一覧表…… 60
課税標準の特例対象施設一覧表…… 65
減免対象施設一覧表…… 67

参考

よくあるお問い合わせ…… 69
事業所税の課税団体…… 77
申告書等受付都税事務所一覧…… 78
インターネットで、らくらく申告♪…… 79

参照条文等凡例

根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示してあります。

１　法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）	取通（市）
東京都都税条例	条
東京都都税条例施行規則	条規

２　条文の表示

(1)　条、項、号は算用数字で示します。

(2)　項は算用数字を○で囲み、号は－（ハイフン）で示します。

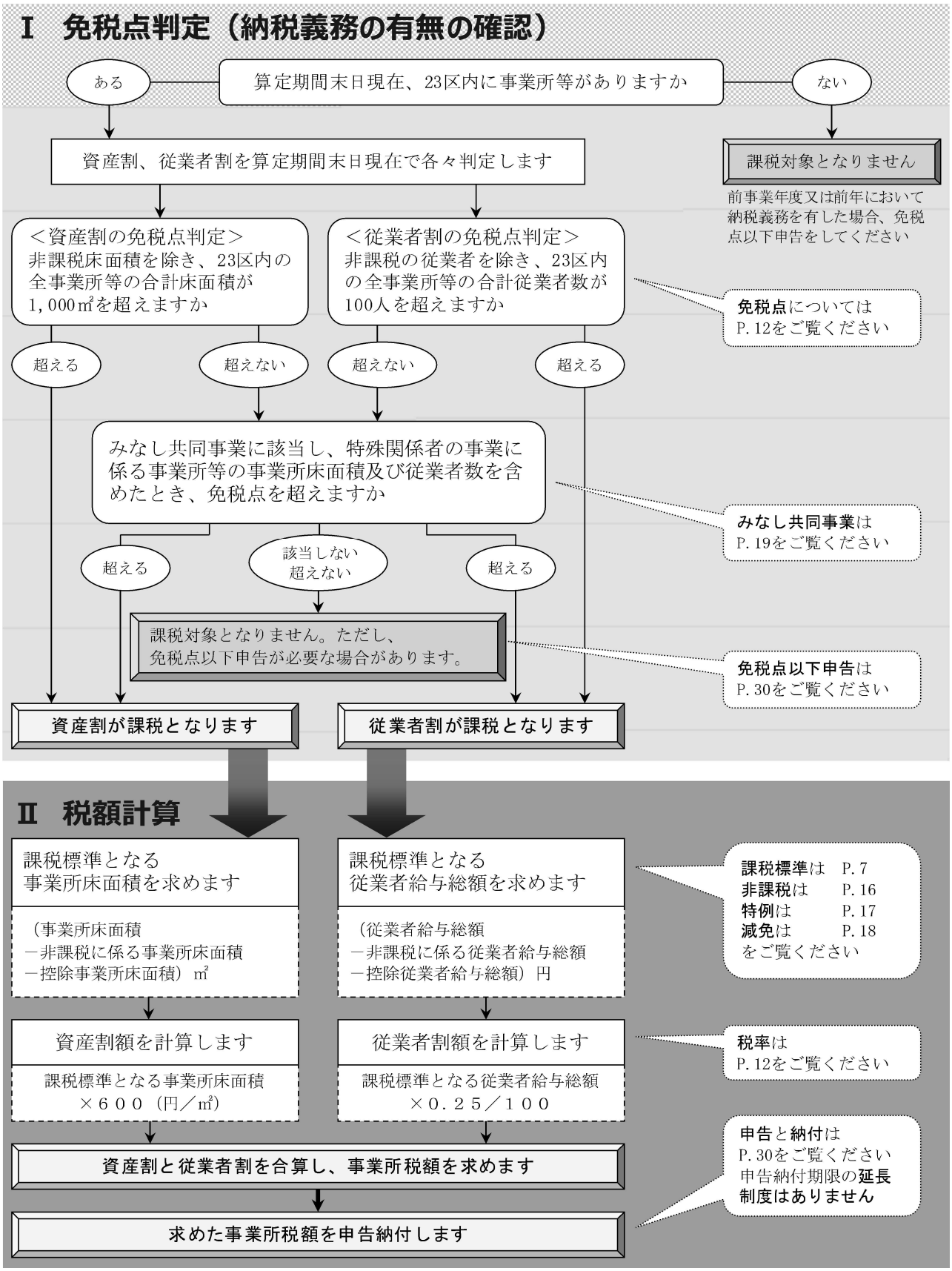
（例）地方税法第 701 条の 40 第 2 項第 1 号…… 法 701 の 40②－1

地方税法第 701 条の 73 第 1 号…… 法 701 の 73－1

３　脚注の表示

本文中の＿＿＿＿注（アンダーライン）は、脚注のあることを示します。

一目でわかる事業所税（フローチャート）



第１部　事業所税の課税のしくみ

事業所税は、①事業所等注(1)の床面積を対象とする資産割と②従業者の給与総額を対象とする従業者割とがあります。

それぞれの課税のしくみの概要は、下表のとおりです。

課税区分	資 産 割	従業者割
課税対象	事業所等で行われる事業	
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額注(2)
税　　率	1㎡につき600円	100分の0.25
申告納付期限	法人・・事業年度注(3)終了後２か月以内（延長制度はありません） 個人・・翌年の３月15日まで	
免税点制度	23区内の合計事業所床面積注(4)が1,000㎡以下の場合は、課税になりません。 （申告は800㎡超から必要です。）	23区内の合計従業者数が100人以下の場合は、課税になりません。 （申告は80人超から必要です。）
	※免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれについて行います。判定の基準日は課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度、個人の場合は原則として1月1日から12月31日までの期間）の末日時点です。	

１　課税対象

課税対象は、事業所等において行われる事業です。　（法 701 の 32①）

注(1) **事業所等**とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。
（法 701 の 31①－5、取通（市）第１章第１節 6(1)、取通（市）第９章 3(3)）

注(2) **従業者給与総額**とは、事業所等の従業者（役員を含む。）に対して支払われた、又は支払われるべき俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額です。
（法 701 の 31①－5）

注(3) **事業年度**とは、法人の事業税における事業年度（法 72 の 13）をいいます。したがって、事業所税における事業年度は、法人の事業税の事業年度（合併解散等によるみなし事業年度を含む。）と一致します。　（法 701 の 31①－7）

事業所税には延長制度がありませんので、事業年度終了後２か月以内が申告納付期限となります。　（法 701 の 46①）

注(4) **事業所床面積**とは、事業所用家屋の延べ面積（共用床面積を含む各階床面積の合計）をいいます。　（法 701 の 31①－4、令 56 の 16）

２　納税義務者

納税義務者は、23区内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

（法701の32①）

納税義務者の判定にあたっては、次の点に留意してください。

(1) 人格のない社団等

人格のない社団等注は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

（法701の32③）

(2) 共同事業

共同事業を行う場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。（法10の2①、令56の51①、令56の75①）

免税点判定の詳しい内容は、P.13「５免税点　(2)共同事業に係る免税点判定」を参照してください。

(3) 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する者の課税標準は、当該特殊関係者の事業を合算せず各々単独に算定しますが、免税点の判定は、当該特殊関係者の事業を合算して行います。（法701の32②、法10の2①、令56の51②、令56の75②）

特殊関係者及び免税点の判定等について、詳しくは、P.19「９みなし共同事業」を参照してください。

(4) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っていると認められる場合、当該他の者が納税義務者となります。

（法701の33）

注　人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。（法701の32③）

(5) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。（取通（市）第9章3(4)ア）

したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分（空室部分を含む。）については納税義務者となりません。

ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。

(6) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。（取通（市）第9章3(4)ア）

3 課税標準

免税点を超える事業者の方は課税標準を算定します（免税点については、P.12「5 免税点」を参照してください。）。

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間注(1)の末日における23区内に所在する各事業所等（事務所・店舗・工場・倉庫等）の合計事業所床面積です。（法701の31①－2、法701の40①）

ただし、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止注(2)した場合の課税標準は、月割計算により算定します。（法701の40②）

この場合の具体的算定方法は「エ」（P.9参照）のとおりです。

ア 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいい（法701の31①－4、令56の16）、その算定にあたっては、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。）。登記と現況が異なる場合は、現況床面積を事業所床面積とします。

なお、この場合における事業所用家屋とは、家屋注(3)の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。（法701の31①－6）

注(1) **課税標準の算定期間**とは、法人にあっては事業年度、個人にあっては1月1日から12月31日までの期間（ただし、事業の開始又は廃止の際には、開始又は廃止の日を基準とします。）をいいます。（法701の34⑥、法701の31①－7、8）

注(2) 事業所等の**新設又は廃止**とは、一の事業所等の単位で判定するものであり、その全体についての新設又は廃止の場合をいいます。したがって、一の事業所等の事業所床面積の増加又は減少の場合、課税標準の算定の例外である月割計算をすることなく、原則どおり課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。なお、同一建物内に事務所、店舗、倉庫等を複数設けている場合、それらを全てあわせて、一の事業所等とします。

注(3) **家屋**とは、固定資産税における家屋（法341－3）をいいます。（法701の31①－6）
したがって、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記されるべき建物（登記の有無は問いません。）をいいます。

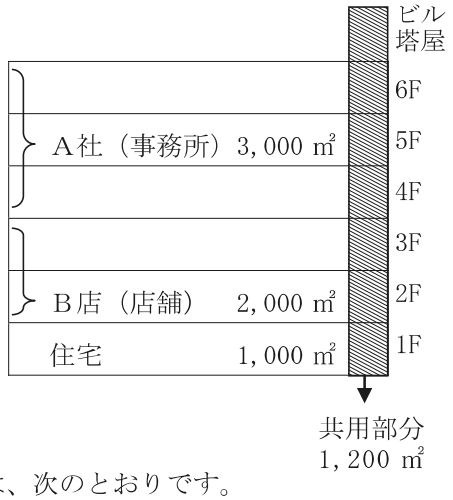
イ　共用計算

２以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分注）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。　（令 56 の 16）

$$\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right)=\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{専用部分注の床面積}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{一棟全体の共用}\\ \text{部分の床面積}\\ \text{（非課税以外）}\end{array}\right)\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{専用部分の床面積}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{c}\text{一棟全体の専用部分}\\ \text{の床面積の合計}\end{array}\right)}$$

設　例　共用部分の計算

１棟の床面積			7,200 ㎡
内訳	専用部分	A　社（4～6F）	3,000 ㎡
		B　店（2、3F）	2,000 ㎡
		住　宅（1F）	1,000 ㎡
	共用部分（廊下・階段・塔屋）		1,200 ㎡



この場合におけるＡ社及びＢ店の事業所床面積は、次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{c}\text{A社の事業所}\\ \text{床面積}\end{array}\right)=3{,}000\text{㎡}+\left(1{,}200\text{㎡}\times\frac{3{,}000\text{㎡}}{3{,}000\text{㎡}+2{,}000\text{㎡}+1{,}000\text{㎡}}\right)=3{,}600\text{㎡}$$

$$\left(\begin{array}{c}\text{B店の事業所}\\ \text{床面積}\end{array}\right)=2{,}000\text{㎡}+\left(1{,}200\text{㎡}\times\frac{2{,}000\text{㎡}}{3{,}000\text{㎡}+2{,}000\text{㎡}+1{,}000\text{㎡}}\right)=2{,}400\text{㎡}$$

ウ　課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合の課税標準の算定

新規設立、解散、半年決算の法人等で算定期間の月数が 12 月に満たない場合の課税標準の算定は、次の算式により求めます。　（法 701 の 40①）

$$\left(\begin{array}{c}\text{算定期間の末日現在の}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right)\times\frac{\text{（算定期間の月数）}}{12}$$

この場合の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。　（法 701 の 40③）

注　**専用部分**とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

エ　課税標準の算定期間の中途で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

月割計算の具体的な算定方法は、次の設例のとおりです。

月割計算における月数とは、事業所等を新設したものにあっては、新設の日注の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数、事業所等を廃止したものにあっては、算定期間の開始する日の属する月から廃止の日注の属する月までの月数をいいます。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途新設とはなりません。

（法 701 の 40②－1、2）

なお、免税点の判定を行う場合には、事業所床面積の月割計算は行わず、算定期間の末日の現況により判定します（免税点の判定についてはP. 12「５免税点」を参照してください。）。

設　例　課税標準の計算（新設・廃止）

①　課税標準の算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を新設した場合

（例）　A社（年１回 12 月 31 日決算）は、事業年度中途の８月 25 日にａ支店（1,200 ㎡）を新設しました。

（説明）　新設した事業所等は、月割で計算します。

（ａ支店分の課税標準となる事業所床面積）＝ 1,200㎡ ×（4月／12月）＝ 400㎡

- 1,200㎡：ａ支店の算定期間の末日（12 月 31 日）現在の事業所床面積
- 4月：新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- 12月：算定期間の月数

②　課税標準の算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を廃止した場合

（例）　B社（年１回３月 31 日決算）は、事業年度中途の５月 15 日にｂ支店（1,200 ㎡）を廃止しました。なお、B社は算定期間の末日現在、23 区内の合計事業所床面積が免税点（1,000 ㎡）を超えています。

（説明）　廃止した事業所等は、月割で計算します。

（ｂ支店分の課税標準となる事業所床面積）＝ 1,200㎡ ×（2月／12月）＝ 200㎡

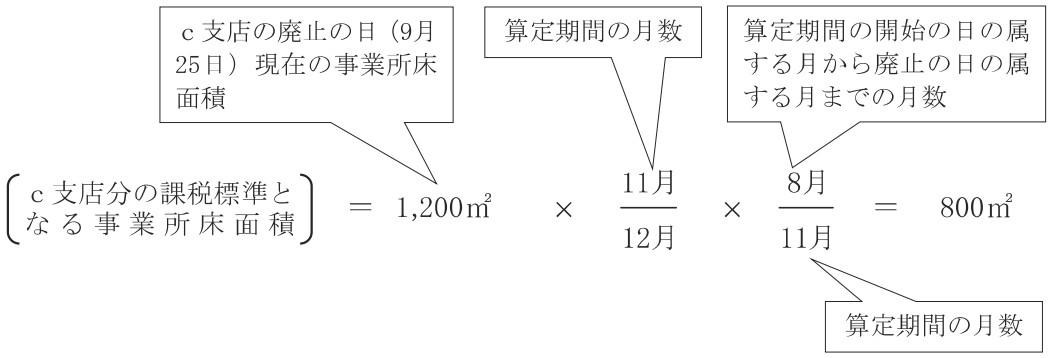
- 1,200㎡：ｂ支店の廃止の日（5 月 15 日）現在の事業所床面積
- 2月：算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
- 12月：算定期間の月数

注　事業所等の**新設の日・廃止の日**は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含めた日となります。賃借等の場合、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

③　12 月に満たない課税標準算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を廃止した場合

（例）　C社は決算期を 1 月 31 日から 12 月 31 日に変更し、変更後最初の事業年度（2 月 1 日から 12 月 31 日まで）の中途の 9 月 25 日に c 支店（1,200 ㎡）を廃止しました。

（説明）　上記ウによる算定期間の月数計算と、エによる月割計算とをあわせて行います。



オ　同一事業所等の床面積に変更があった場合

同一建物内における事業所床面積の増減など、同一事業所等の床面積に変更があった場合は、月割計算は行わず、算定期間末日の事業所床面積で課税標準を算定します（P. 7 注(2)参照）。

具体的な算定方法は、次の設例のとおりです。

設　例　課税標準の計算（床面積の増加・減少）

①　課税標準の算定期間の中途で同一事業所等の床面積が増加した場合

（例）　D社（年 1 回 3 月 31 日決算）は、貸ビルに入っている d 支店（800 ㎡）について事業年度中途の 12 月 1 日より借り増し（300 ㎡）を行い、さらに、2 月 1 日より別フロアに営業所（400 ㎡）を借り増しました。

（説明）　この場合における課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日（3 月 31 日）における事業所床面積である 1,500 ㎡となります。

②　課税標準の算定期間の中途で同一事業所等の床面積が減少した場合

（例）　E社（年 1 回 12 月 31 日決算）は、貸ビルに入っている e 支店（1,100 ㎡）について事業年度中途の 7 月 31 日に一部の契約を解除し、800 ㎡としました。

なお、E社は算定期間の末日現在、23 区内の合計事業所床面積が免税点（1,000 ㎡）を超えています。

（説明）　この場合における e 支店の課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日（12 月 31 日）における事業所床面積である 800 ㎡となります。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、23区内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。（法701の31①－3、法701の40①）

ア　従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等注(1)の総額をいいます。

（法701の31①－5、取通（市）第9章3(6)イ）

なお、従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます（P.14〈表〉及びP.15（注）を参照してください。）。

イ　従業者給与総額の範囲

従業者給与総額における給与とは、所得税法上の給与と意義を同じくするものです。

(ｱ) 従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。

(ｲ) 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

ウ　従業者給与総額の算定上の留意事項

(ｱ) 高齢者及び障害者（いずれも役員除く）

高齢者（年齢65歳以上の者）及び障害者注(2)については、従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。（法701の31①－5）

(ｲ) 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者注(3)がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除いて行います。

（法701の31①－5）

(ｳ) 高齢者等の判定

高齢者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。（法701の31②）

なお、給与等が支払われるときの現況とは、従業者の給与の計算の基礎となる期

注(1) **支払われるべき給与等**とは、課税標準の算定期間中に支払い義務が確定した給与等をいい、未払金として損金経理されたものは、原則としてその算定期間の従業者給与総額に含めます。

注(2) **障害者**とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。（令56の17）

注(3) **雇用改善助成対象者**とは、年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等をいいます。（令56の17の2、規24の2）

間（月給、週給等の期間）の末日の現況をいいます。

したがって、高齢者等に該当することとなる従業者について、その従業者に支払われた給与等のうち、当該期間以降の給与等の額を控除して課税標準を算定します。

例えば、7月16日から8月15日までの期間の給与を8月25日に支給する法人の場合には、8月15日現在において、高齢者等に該当していれば、8月25日以降に支給される給与等の額が控除対象となります（P.73 Q11を参照）。

4 税　　率

資　産　割　事業所床面積1平方メートルにつき600円です。

従業者割　従業者給与総額の100分の0.25です。

（法701の42）

5 免 税 点

資　産　割　23区内の合計事業所床面積が1,000平方メートル以下である場合には課税になりません。

従業者割　23区内の合計従業者数が100人以下である場合には課税になりません。

（法701の43①）

なお、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です（P.44「3免税点以下申告書の記載要領」参照）。

① 前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有していた場合

② 課税標準の算定期間の末日現在において23区内に所在する事業所等の合計事業所床面積が800平方メートルを超える場合

③ 課税標準の算定期間の末日現在において23区内に所在する事業所等の合計従業者数が80人を超える場合

（法701の46③、法701の47③、条188の17④、条規17の4）

(1) 免税点の判定

免税点の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。（法 701 の 43③）

この場合、資産割にあっては非課税部分の床面積を、従業者割にあっては高齢者及び障害者（いずれも役員除く）並びに非課税に係る従業者数を除いて行います。

設　例　免税点の判定

A社 { 事業所床面積　1,500 ㎡（非課税部分 300 ㎡を含む。） / 従業者数　70 人 } の免税点の判定は、次のとおりとなります。

資 産 割	1,500 ㎡ － 300 ㎡ ＝ 1,200 ㎡ ＞ 1,000 ㎡
従業者割	70 人 ≦ 100 人

資産割については免税点を超えているので、資産割のみ課税となります。

(2) 共同事業に係る免税点判定

共同事業を行う場合、各共同事業者の免税点判定は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は数となります。（令 56 の 75①）

(3) みなし共同事業に係る免税点判定

共同事業とみなされた事業に該当する事業所等については、各共同事業者の単独の事業として、特殊関係者を有する者の事業に係る事業所床面積又は従業者数に、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して、免税点の判定を行います。（令 56 の 75②）

詳しくはP.19「９みなし共同事業」を参照してください。

(4) 免税点判定上の留意事項

ア　課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

したがって、資産割の課税標準の算定と異なり事業所床面積の月割計算は行いません（P.69 Q2 及びP.70 Q4 を参照）。

イ　従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。（法 701 の 43④）

$$\text{従業者数} = \frac{\text{（算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数）}}{\text{（課税標準の算定期間の月数）}}$$

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、一の事業所等の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の２倍を超える事業所等です（P.75 Q15 を参照）。（令 56 の 73）

ウ　特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定は、事業者との雇用関係を考慮のうえ、実態に応じ、次表のとおり取り扱います。

〈表〉

従業者		免税点の判定	課税標準
出向（注1）	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。（注2）	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社（注3）の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
パートタイマー（注4）		従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。
役員（注5）	役員及び使用人兼務役員（注6）（高齢者を含む）	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	無給の役員	従業者に含めない。	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
休職中の従業者		算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は、従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。
外国又は課税区域外への派遣・長期出張（注7）		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
派遣法に基づく派遣労働者（注8）		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
在宅勤務者		算定期間中、一度も課税区域内の事業所等に出勤しない場合は、従業者に含めない。	算定期間中、一度も課税区域内の事業所等に出勤しない場合は、従業者給与総額に含めない。

（注1）「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

（注2）「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。

（法人税基本通達９－２－45）

（注 3）「主たる給与等を支払う会社」とは、（注 2）の法人税法上給与として取り扱われる金額を含めたうえで、出向従業者に対する給与等に係る負担額がより多い会社をいいます。

（注 4）「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものをいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、就業規則等で定められた 1 日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の 1 日の所定労働時間が 8 時間の場合には、1 日の所定労働時間が 6 時間未満の従業者は相当短時間の勤務をするものとなります。

派遣法に基づく派遣労働者は、派遣元の通常の従業者と比較して判断します。

（注 5）役員とは、原則として法人税法上の役員とその意義を同じくするものであり、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

（法人税法 2－15、法人税法施行令 7、法人税基本通達 9－2－1）

（注 6）役員は、法人全体の経営に従事していることから、勤務すべき場所は本社であると考えられるので、原則として免税点判定において本社の従業者に含めます。

なお、役員及び使用人兼務役員について、課税区域内と課税区域外の事業所等を兼務する場合は、その役員及び使用人兼務役員の勤務すべき場所は兼務に係るそれぞれの事業所等であると考えられますので、免税点の判定上はそれぞれに含まれることになります。

また、課税標準については、役員報酬、役員賞与は本社の従業者給与総額に含めますが、使用人兼務役員の使用人としての給与は、勤務地の従業者給与総額に含めます。

（注 7）この場合の「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

なお、海外への出張の場合、出張者の給与が所得税の対象外であれば従業者給与総額には含めません。

（注 8）「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている場合は、免税点の判定には含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます（P.74 Q14 を参照）。

６　非　課　税

(1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあり、その範囲は「非課税対象施設一覧表」(P.60～61 参照）のとおりです。なお、用途非課税については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は非課税対象となりません。

(2) 非課税の適用

ア　非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 34⑥）

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。（取通（市）第 9 章 3 (5) オ）

イ　公益法人等注(1)が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が行う収益事業以外の事業は非課税となります。このとき、同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合で、事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額を算定する際に、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。（令 56 の 23）

ウ　非課税規定注(2)の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。（令 56 の 49）

注(1)　公益法人等とは、法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、認可地縁団体、法人である政党等並びに特定非営利活動法人を含みます。）又は人格のない社団等をいいます。（法 701 の 34②）

注(2)　この**非課税規定**とは、法第 701 条の 34 第 3 項又は第 5 項をいいます。

7　課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。

具体的には、「課税標準の特例対象施設一覧表」（P. 65～66 参照）の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

(2) 課税標準の特例の適用

ア　課税標準の特例の判定

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。　（法 701 の 41③）

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

（取通（市）第 9 章 3（7）イ）

イ　特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。　（令 56 の 67）

ウ　課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

「課税標準の特例対象施設一覧表」に掲げた課税標準の特例規定のうち２以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。　（令 56 の 71）

適用順位	適　用　条　項
1	法第 701 条の 41 第 1 項 （「課税標準の特例対象施設一覧表」の 1 番から 19 番）
2	法第 701 条の 41 第 2 項 （「課税標準の特例対象施設一覧表」の 20 番）

※　適用順位１の規定を適用後の課税標準について、適用順位２の規定が適用されます。

※　法第 701 条の 41 第 1 項の表各号の重複適用は行いません。

8　減　免

(1) 減免の範囲

本都においては、知事において必要があると認められる者に限り減免措置を講じています。（条 188 の 23①）

具体的には、「減免対象施設一覧表」（P. 67～68 参照）に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、減免割合及び税率を乗じて得た税額が減免されます。

なお、減免については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は減免対象となりません。

(2) 減免の適用

ア　減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

イ　減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額

事業所等ごとに、減免適用割合を乗じて減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額を算出します。

なお、算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、上記で算出した減免事業所床面積を、月割計算します。

ウ　減免規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

減免規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

(3) 減免の申請について

ア　減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の**申告納付期限**までに「事業所税減免申請書」（P. 46 参照）を提出することが必要です。

この場合、減免を受けようとする事由を証する書類を添付します。

（条 188 の 23②③）

イ　**初めて**減免の適用を受ける施設の申告納付

初めて申請を行う施設については、減免申請額を含めて申告納付します。

ウ　減免の適用を受けた施設の**次回以降**の申告納付

既に減免の適用を受けた施設で、引き続き当該減免事由等に異動がない場合は、減免額を差し引いて申告納付することができます（**申請書の提出は必要です。**）。

一方、既に減免の適用を受けた施設であっても、減免事由等に異動がある場合は、減免額を差し引いて申告納付することができません。上記イと同様に取り扱います。

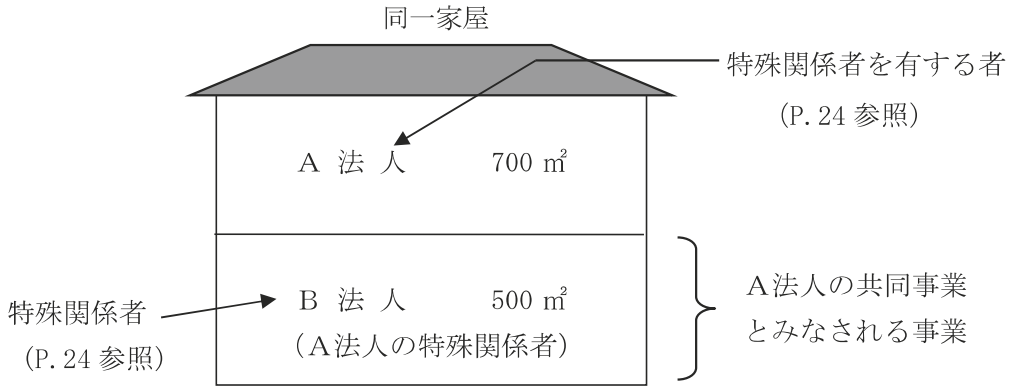
９　みなし共同事業

(1) みなし共同事業とは

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者（詳しくは、P. 24 を参照してください。）を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。　（法 701 の 32②、取通（市）９章３(4)ウ）

また、事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることで税負担に不均衡が生じないよう特殊関係者を有する者について、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行うなどの特別の規定が設けられています。

（ 資産割の免税点の判定と課税標準の計算方法例 ）



①　免税点の判定　　(P. 21 参照)

A法人の免税点の判定は、

700 ㎡＋500 ㎡＝1,200 ㎡　となり、免税点（1,000 ㎡）を超えることになります。

＊　**免税点の判定は、非課税に係る事業所床面積を除いて行います。**

②　課税標準の算定　(P. 21 参照)

A法人の課税標準は、700 ㎡となります。

なお、税額は 700 ㎡×600 円／㎡＝420,000 円　となります。

(2) みなし共同事業の適用

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合（当該事業がその特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）は、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあっては個人に係る課税期間の末日、法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。（法 701 の 32②、令 56 の 21②⑤）

ア　同族会社

「同族会社」とは、法人税法第２条第 10 号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の３人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社となります。なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合もあります。（法人税法 2－10、同法施行令 4）

イ　同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者の行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

「同一家屋」とは、原則として同一棟をいい、別棟の建物は同一家屋とはしません。

ウ　みなし共同事業の除外要件

当該事業がその特殊関係者を有する者と「意思を通じて行われているものでなく」、「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」の両方の要件を満たしている場合には、例外として、共同事業とはみなされません。

「意思を通じて行われているものでなく」とは、同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。具体的には、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例があります。特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として、意思を通じて行われているものと考えられます。

「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

(3) 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。（令 56 の 75②）

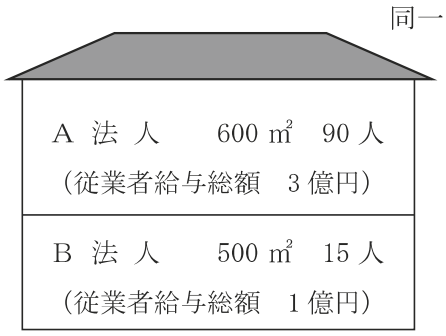
免税点の詳しい内容は、P. 12「５免税点」を参照してください。

(4) 課税標準の算定

共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は、特殊関係者が単独で事業を行うとみなされますので、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者ともに、その共同事業について、損益分配の割合を乗じることはせず、自己の事業のみに係る課税標準を算定します。（令 56 の 51②）

課税標準の詳しい内容は、P. 7「３課税標準」を参照してください。

【例１】同一家屋にのみ事業所等がある場合（他に事業所等がない場合）



	事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
Ａ法人	600 ㎡	90 人	3 億円
Ｂ法人	500 ㎡	15 人	1 億円

①Ｂ法人の事業が、Ａ法人の「みなし共同事業」に該当する場合

（Ａ法人が「特殊関係者を有する者」、Ｂ法人が「特殊関係者」に該当するとき）

判定対象者（特殊関係者を有する者）	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
Ａ 法 人	Ｂ 法 人	資 産 割	600 ㎡ ＋（500 ㎡）＝ 1,100 ㎡	600 ㎡
		従業者割	90 人 ＋（ 15 人）＝ 105 人	3 億円
Ｂ 法 人	－	資 産 割	500 ㎡ ≦ 1,000 ㎡	－
		従業者割	15 人 ≦ 100 人	－

＊　資産割と従業者割について、Ａ法人のみ免税点を超えます。

②Ａ法人、Ｂ法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合

（Ａ法人、Ｂ法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき）

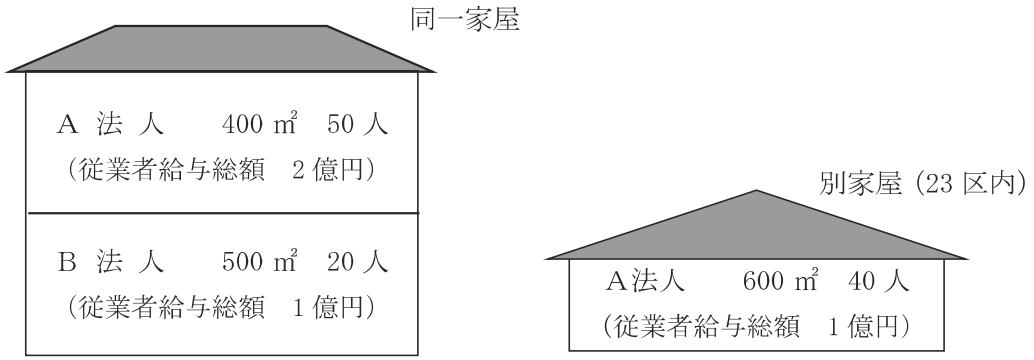
判定対象者（特殊関係者を有する者）	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
Ａ 法 人	Ｂ 法 人	資 産 割	600 ㎡ ＋（500 ㎡）＝ 1,100 ㎡	600 ㎡
		従業者割	90 人 ＋（ 15 人）＝ 105 人	3 億円
Ｂ 法 人	Ａ 法 人	資 産 割	500 ㎡ ＋（600 ㎡）＝ 1,100 ㎡	500 ㎡
		従業者割	15 人 ＋（ 90 人）＝ 105 人	1 億円

＊　資産割と従業者割について、Ａ法人とＢ法人ともに免税点を超えます。

【例２】同一家屋以外に事業所等がある場合

○Ａ法人、Ｂ法人の事業が相互に「みなし共同事業」に該当する場合

（Ａ法人、Ｂ法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき）



		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	Ａ 法 人	400 ㎡	50 人	2 億円
	Ｂ 法 人	500 ㎡	20 人	1 億円
別家屋	Ａ 法 人	600 ㎡	40 人	1 億円

⇩

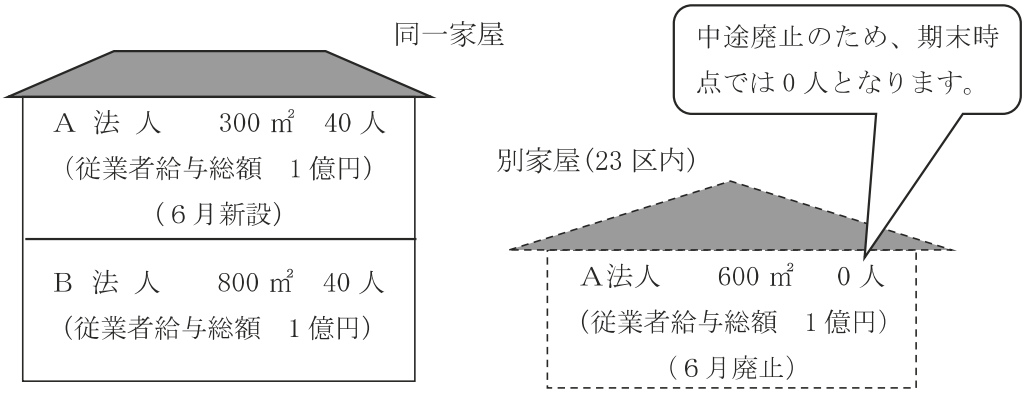
判定対象者（特殊関係者を有する者）	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定	課税標準
Ａ 法 人	Ｂ 法 人	資 産 割	400 ㎡＋600 ㎡＋(500 ㎡) ＝ 1,500 ㎡	1,000 ㎡
		従業者割	50 人＋ 40 人＋(20 人) ＝ 110 人	3 億円
Ｂ 法 人	Ａ 法 人	資 産 割	500 ㎡＋(400 ㎡) ＝ 900 ㎡ ≦ 1,000 ㎡	―
		従業者割	20 人＋(50 人) ＝ 70 人 ≦ 100 人	―

＊　資産割と従業者割について、Ａ法人のみ免税点を超えます。

【例３】事業年度中途に、特殊関係者の事業所等の存する家屋内に事業所等を移転した結果、「みなし共同事業」に該当することとなった場合

○Ｂ法人の事業が、Ａ法人の「みなし共同事業」に該当する場合

（Ａ法人（12/31 決算）が「特殊関係者を有する者」、Ｂ法人が「特殊関係者」に該当するとき）



		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	Ａ 法 人	300 ㎡	40 人	1 億円
	Ｂ 法 人	800 ㎡	40 人	1 億円
別家屋	Ａ 法 人	600 ㎡	0 人	1 億円

⇩

判定対象者（特殊関係者を有する者）	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定	課税標準
Ａ 法 人	Ｂ 法 人	資 産 割	300 ㎡＋(800 ㎡) ＝ 1,100 ㎡	450 ㎡※
		従業者割	40 人＋ (40 人)＝ 80 人 ≦ 100 人	—
Ｂ 法 人	—	資 産 割	800 ㎡ ≦ 1,000 ㎡	—
		従業者割	40 人 ≦ 100 人	—

＊　Ａ法人の資産割のみ免税点を超えます。

※　課税標準の計算：(300 ㎡×6/12) ＋ (600 ㎡×6/12) ＝ 450 ㎡

(5)「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社注で政令で定めるものを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

注　法人税法施行規則別表２「同族会社等の判定に関する明細書」の判定結果が、特定同族会社又は同族会社に該当する場合をいいます。

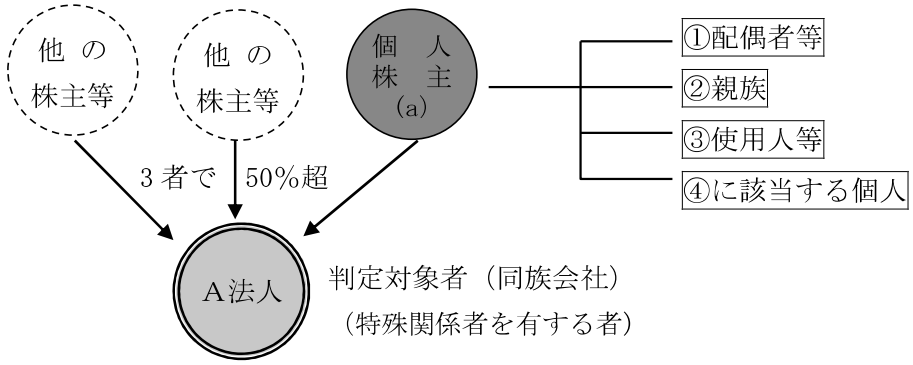
「特殊関係者」の範囲は、以下の区分の①から⑦までのいずれかに該当する者とされています（なお表中の「判定対象者」とは、「特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」をいいます。）。（令 56 の 21①）

区分（法令）		特殊関係者		例
①	令 56 の 21①－１	個人	判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	
②	令 56 の 21①－２	個人	①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
③	令 56 の 21①－３	個人	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
④	令 56 の 21①－４	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人	
⑤	令 56 の 21①－５	個人	判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人	ア
⑥	令 56 の 21①－６	法人	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	イ ウ
⑦	令 56 の 21①－７	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 ※条文で、判定対象者（X）が同族会社である場合において、「その判定の基礎となった株主又は社員（a）（これらの者（a）と①～④までに該当する関係がある個人（b）及びこれらの者（a 及び b）を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（c）を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）」を特殊関係者としていますので、判定対象者（X）にとって、上記 a 、b 及び c の全部又は一部のみを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）が特殊関係者となることになります。	エ オ カ

【P. 25 区分⑤の例】

判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人（下記図の（ａ））及びその者と前記①から④までのいずれかに該当する関係がある個人　（令 56 の 21①－5）

（例ア）



〈参考〉上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

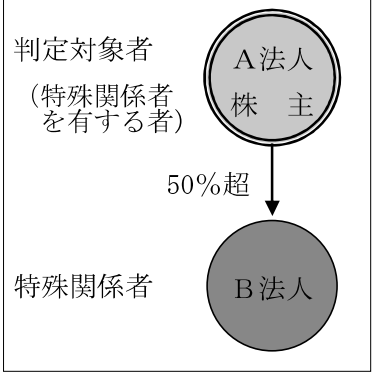
※「他の株主等」については省略します。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
Ａ 法 人	Ａ 法 人	令 56 の 21①-5	個人株主（ａ）、①、②、③、④
個人株主（ａ）	個人株主（ａ）	令 56 の 21①-1	①
		令 56 の 21①-2	②
		令 56 の 21①-3	③
		令 56 の 21①-4	④
		令 56 の 21①-6	Ａ 法 人

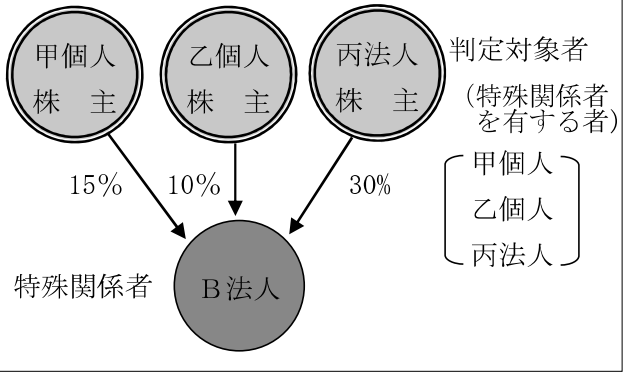
【P. 25 区分⑥の例】

判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社　（令 56 の 21①－6）

（例イ）



（例ウ）



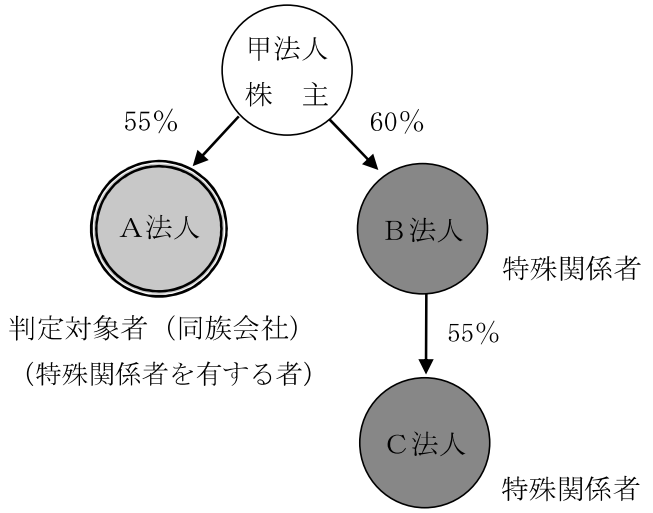
〈参考〉上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者		特殊関係者を有する者	特殊関係者	
例イ	Ａ 法 人	Ａ 法 人	令 56 の 21①-6	Ｂ 法 人
	Ｂ 法 人	―	―	―
例ウ	甲 個 人	甲 個 人	令 56 の 21①-6	Ｂ 法 人
	乙 個 人	乙 個 人		
	丙 法 人	丙 法 人		
	Ｂ 法 人	Ｂ 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人

【P. 25 区分⑦の例】

判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社注　（令 56 の 21①－7）

（例エ）



（令 56 の 21①－7 かっこ書 後段適用）

＜判定対象者をA法人とした場合＞

特殊関係者を有するもの→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人のみで株式の 50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→C法人

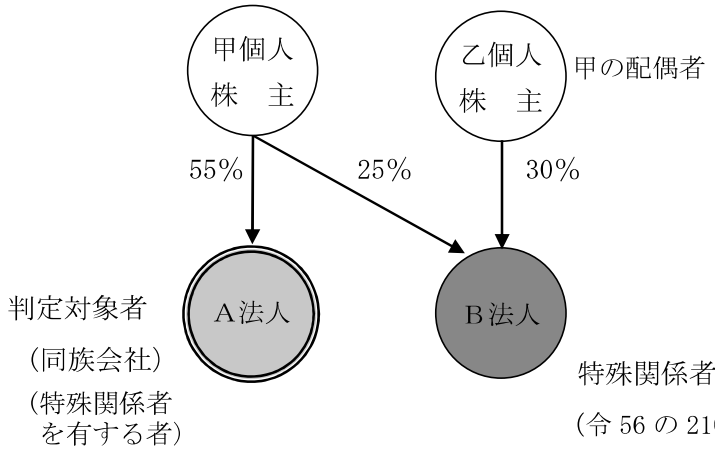
甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（B法人）を判定の基礎として同族会社（B法人のみで株式の 50%超を保有）に該当する会社（令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号かっこ書による）

〈参考〉上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特　殊　関　係　者	
A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-7	B法人、C法人
B 法 人	B 法 人	令 56 の 21①-6	C 法 人
		令 56 の 21①-7	A 法 人
C 法 人	—	—	—
甲 法 人	甲 法 人	令 56 の 21①-6	A法人、B法人

注　**「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」**とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株式の 50%超を保有していることをいいます。

（例オ）



＜判定対象者をＡ法人とした場合＞

特殊関係者を有する者→Ａ法人

特殊関係者→Ｂ法人

Ａ法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人の配偶者（P.25 の表中①に該当する関係）である乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の 50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→甲個人（令 56 の 21①－5 該当）

Ａ法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

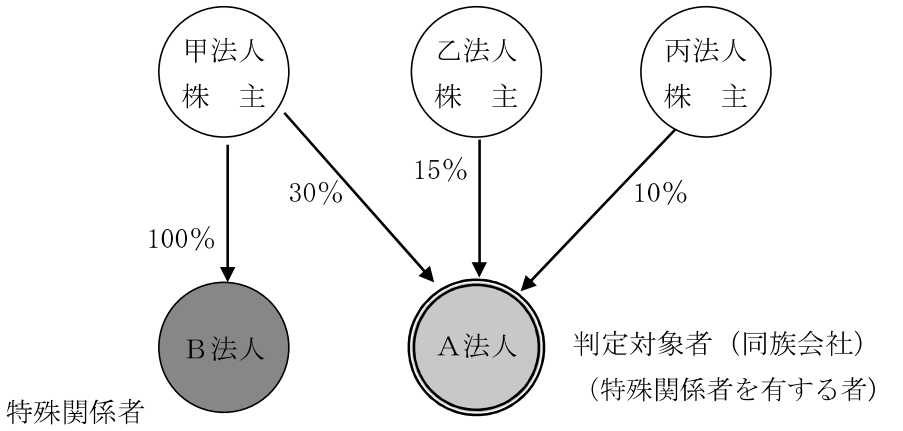
特殊関係者→乙個人（令 56 の 21①－5 該当）

Ａ法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

〈参考〉上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特　殊　関　係　者	
Ａ 法 人	Ａ 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人
		令 56 の 21①-7	Ｂ 法 人
Ｂ 法 人	Ｂ 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人
		令 56 の 21①-7	Ａ 法 人
甲 個 人	甲 個 人	令 56 の 21①-1	乙 個 人
		令 56 の 21①-6	Ａ法人、Ｂ法人
乙 個 人	乙 個 人	令 56 の 21①-1	甲 個 人
		令 56 の 21①-6	Ｂ法人

（例カ）一方のみ特殊関係者となる場合



＜判定対象者をA法人とした場合＞

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人のみで株式の 50%超を保有）に該当する会社

＊　B法人を判定対象者としたときは、B法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人のみでは同族会社（甲法人のみで株式の 50%超を保有）に該当する他の会社がいないため、特殊関係者は存在しません (P. 27(注)参照)。

〈参考〉上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特　殊　関　係　者	
A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-7	B 法 人
B 法 人	—	—	—
甲 法 人	甲 法 人	令 56 の 21①-6	A法人、B法人
乙 法 人	乙 法 人	令 56 の 21①-6	A 法 人
丙 法 人	丙 法 人		

第２部　事業所税の申告と納付

第１　申告と納付のあらまし

事業所税の申告には、事業所税の納付申告、免税点以下申告、事業所等の新設・廃止申告及び事業所用家屋の貸付等申告があります。

それぞれの申告のあらましは、下表のとおりです。

申告区分	申告義務者	要件	申告（納付）期限 注(1)	申告先	申告書の記載要領
事業所税の納付申告 （法701の46、47 条188の17①②）	事業を行う者	23区内に所在する事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合（非課税部分を除く）	（法人） 事業年度終了の日から２月以内 （個人）注(2) 翌年３月15日まで	23区内の主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所 (P.78参照)	納付申告書 別表１～４ (P.35～43)
事業所税の免税点以下申告 （条188の17④ 条規17の4）	同　上	○前事業年度又は前年において納税義務を有していた場合 ○23区内に所在する事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合	同　上	同　上	免税点以下申告書 (P.44～45)
事業所等の新設・廃止申告 （法701の52① 条188の21①）	同　上	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から１月以内	新設又は廃止した事業所等の所在地を所管する都税事務所 (P.78参照)	事業所等新設・廃止申告書 (P.50～51)
事業所用家屋の貸付等申告 （法701の52② 条188の21②③）	事業所用家屋の貸付を行う者	事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸し付けた場合	貸付日から２月以内	事業所用家屋の所在地を所管する都税事務所 (P.78参照)	事業所用家屋貸付等申告書 (P.52～59)
		既に申告した事項に異動が生じた場合	異動日から１月以内		

注(1) 法律又は条例で定める**申告（納付）期限**が、土曜日、日曜日、祝日又は 12 月 29 日～1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌日がその期限となります。なお、申告書（期限後申告及び修正申告を除く。）が郵便又は信書便により提出されたときは、通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（信書便以外の宅配便等で申告書を送ることはできません。）。
（法 20 の 5②、法 20 の 5 の 3）

注(2) **個人**が年の中途で事業を廃止した場合は当該廃止の日より１月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は４月以内です。（法 701 の 47①）

1　事業所税の申告書等の入手方法

申告書等は所管の都税事務所（P.78）で配布しております。また、以下の様式は、東京都主税局ホームページ（https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/）の〈届出・申請〉内の〈各種様式〉からも印刷できます。

＜ホームページから取得できる様式一例＞

事業所税の申告書	（第 44 号様式）
事業所等明細書	（第 44 号様式別表 1）
非課税明細書	（第 44 号様式別表 2）
課税標準の特例明細書	（第 44 号様式別表 3）
共用部分の計算書	（第 44 号様式別表 4）
事業所等新設・廃止申告書	（第 178 号様式）
事業所用家屋貸付等申告書	（第 179 号様式その 1）
事業所用家屋貸付等申告書（継続紙）	（第 179 号様式その 2）
事業所税減免申請書	（第 180 号様式）
みなし共同事業に関する明細書	
事業所税納付書	（第 5 号様式(甲)その 2）

2　事業所税の申告方法

○申告書等を郵送により提出される場合は、**所管都税事務所**宛にお願いします。所管都税事務所の所在地等は P.78 をご覧ください。

○申告書を郵送で提出いただいた場合、切手を貼付した返信用封筒が同封されていないときは控をお返しできませんのでご了承ください。

○地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を通じて、インターネットを利用した電子申告・申請、電子納税が利用できます。詳しくは、P.79 又は eLTAX ホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp/ ）をご覧ください。

○各所管都税事務所及び主たる事業所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の提出をお受けしています。

3　事業所税の期限後申告等について

(1) 期限後申告・修正申告

申告書の提出期限後においても決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

また、申告税額等に不足額のある場合には遅滞なく修正申告をするとともにその修正により増加した税額を納付してください。（法 701 の 49①②）

なお、申告した税額が過大である場合は、提出した申告書に係る地方税の法定納期限から 5 年以内に限って、更正の請求をすることができます。（法 20 の 9 の 3）

(2) 加算金

不申告加算金	申告書の提出期限までに申告のない場合	税額の5%又は15%（20%）＊ （さらに10%を加算する場合があります。）
過少申告加算金	申告書の提出期限までに申告があり、その申告税額に不足のある場合	不足税額の10%（15%）
重加算金	納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合	不足税額の35%又は40% （さらに10%を加算する場合があります。）

（法701の61、62）

＊　令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。

(3) 延滞金

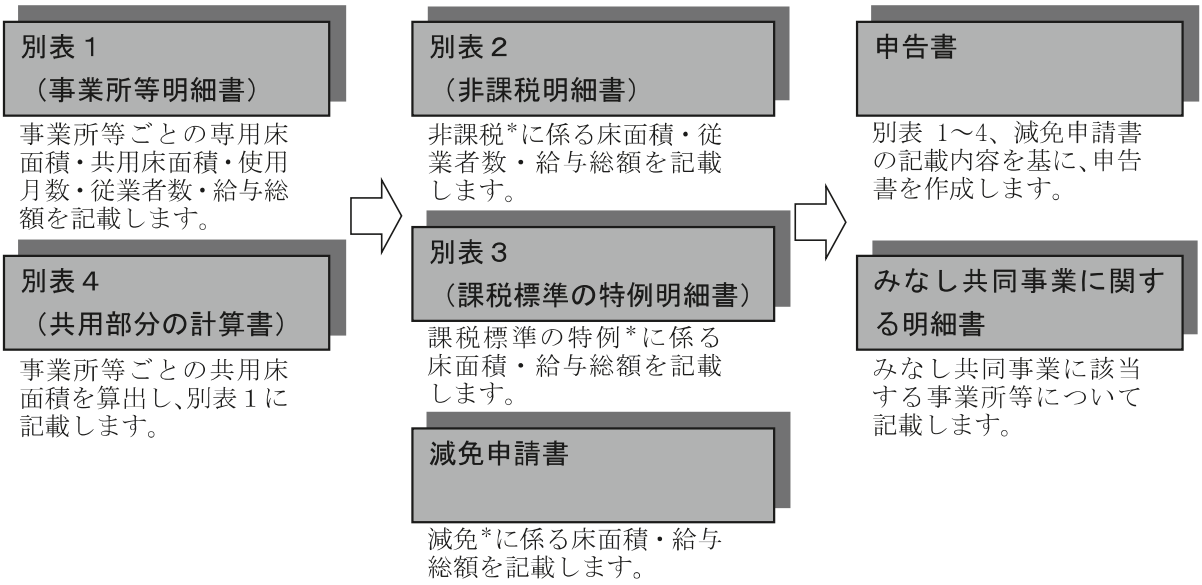
納期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（一定の期間は年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。（法701の60）

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞金（年7.3%の割合の部分に限ります。）について、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合を乗じて計算されます。また、平成26年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する部分については、特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合。令和3年1月1日以後の期間においては延滞金特例基準割合を指します。）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）、年7.3%の割合に該当する部分については、特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）を乗じて計算されます。（法附則3の2）

第２　事業所税の申告

課税区分	資 産 割	従業者割
課税対象	事業所等で行われる事業	
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税　　率	1㎡につき600円	100分の0.25
申告納付期限	法人・・・事業年度終了後２か月以内（延長制度はありません） 個人・・・翌年の３月15日まで	
免税点制度	23区内の合計事業所床面積が1,000㎡以下の場合は、課税になりません。 （申告は800㎡超から必要です。）	23区内の合計従業者数が100人以下の場合は、課税になりません。 （申告は80人超から必要です。）

１　申告書等作成の流れ



＊　**非課税、課税標準の特例、減免**の内容等は、対象施設一覧表（P.60～68）を参照してください。

＜注意事項＞

1　申告書及び納付書には、あらかじめ氏名又は名称等が印字されていますが、内容に変更がある場合には、二本線で抹消のうえ訂正記入してください（ただし、納付書の合計金額欄は訂正できません。）。
　なお、前回の申告内容に印字できない文字が含まれている場合には、類似の漢字に置き換えて印字してあります。
　　例：律（申告）→律（印字）
　　　　髙（申告）→高（印字）
2　※印の欄は記載しないでください。
3　申告書等を郵送により提出される方で受付印を押印した控の返送を希望される場合は、控とともに**切手を貼付した返信用封筒**を同封してください。
4　「算定期間」の欄は、法人は事業年度、個人は課税期間（以下「算定期間」といいます。）を記載してください。
5　床面積の１平方メートルの100分の１未満は切り捨ててください。

従業者割について非課税となる高齢者及び控除対象となる雇用改善助成対象者の年齢

（法701の31①－5、法701の31②、令56の17の2、規24の2）

事業所税においては、高齢者に係る従業者割を非課税とする措置及び雇用改善助成対象者に係る従業者割の課税標準を２分の１控除する措置が講じられています。
非課税の対象となる高齢者とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用確保措置が義務化される年齢にあわせて、**65歳以上**の従業者をいいます。
控除の対象となる雇用改善助成対象者とは、年齢が**55歳以上65歳未満**の従業者のうち、**雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者**で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等をいいます。

申告書等作成時のチェックポイント

◎免税点判定ー従業者割

□　**算定期間の末日現在における高齢者（65 歳以上）及び障害者を含めていませんか？**
役員について、高齢者及び障害者という理由で人数から除いていませんか？
役員以外の従業者で高齢者及び障害者については、従業者数に含めません。

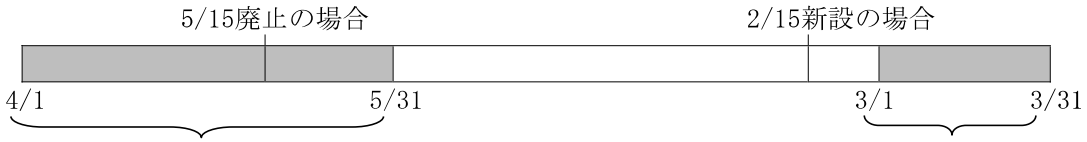
◎課税標準の算定ー資産割

□　**事業所等の新設日・廃止日は、賃貸借契約の開始日・解約日になっていますか？**
事業所等の新設日・廃止日は営業開始日（オープンの日）・終了日（閉店の日）ではなく、当該業務の準備期間等を含めた日となります。賃借等の場合、原則として賃貸借契約期間の開始日・解約日となります。

□　**算定期間の中途に同一ビル内で事業所等の床面積を変更した場合に、月割計算していませんか？**
例えば、同一ビル内で借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となります。同様に、同一ビル内で事業所等を縮小した場合も、算定期間の末日の床面積が課税標準となります。

□　**算定期間の中途に新設、廃止した事業所等について使用期間の月割計算の月数は正しいですか？**
次の例を参考に月割計算をしてください。なお、算定期間の開始日に新設された事業所等は中途新設とはなりませんので、注意してください。

＜例＞算定期間（事業年度）：4月1日から3月31日まで



使用期間の月数は２か月
（算定期間の開始の月から廃止した月まで）

使用期間の月数は１か月
（新設した月の翌月から算定期間の末日の月まで）

□　**事業所床面積に共用床面積を含めていますか？**
家屋の一棟全てを使用している場合以外は、原則として、共用部分があります。ビルのオーナー、貸主等に算定期間の末日時点での共用床面積を毎年度お問い合わせのうえ、別表 4（共用部分の計算書）を添付してください。

□　**倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告していますか？**
従業者の常駐していない事業所等も課税対象となります。

□　**福利厚生施設（非課税）を業務にも使用していませんか？**
課税標準の算定期間の末日時点で業務にも使用する施設は非課税にはなりません。また、面積や用途に変更はないか確認してください。

◎課税標準の算定ー従業者割

□　**非課税の通勤手当を含めていませんか？**
所得税の課税対象となる通勤手当は含めますが、非課税通勤手当は含めません。

□　**算定期間の途中で 65 歳に達した高齢者について、算定期間を通じてその全ての給与を除いていませんか？**
役員に対する給与は高齢者であっても含めていますか？
算定期間の途中に高齢者となった場合は、高齢者に該当することとなった日の属する給与計算期間以降の給与を課税対象から除きます。ただし、役員については、障害者や高齢者であっても課税対象となります。

□　**アルバイト・パート等に支払った賃金を含めていますか？**
アルバイト・パート等に支払った賃金も全額課税対象になります。

□　**中途退職者に支払った給与も含めていますか？**
中途退職者に支払った給与も全額課税対象になります。

※　このほか不明な点がありましたら、所管都税事務所（P. 78）までお問い合わせください。

2　事業所税の納付申告書の記載要領

次の設例に基づき、納付申告書及び別表１～４の記載例を示しました。

＜ 設 例 ＞

××商事株式会社（事業年度：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

(1) 本店　　（所在地）東京都品川区広町２－１－○

ア　事業所床面積

専用床面積　1,200.01 ㎡

なお、本店は貸ビル（Ｂビル）に入居している。　（下表参照）

イ　従業者給与総額

（ア）従業員（110人分）　665,333,223円

（イ）（ア）のうち55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者（1人分）　4,177,597円

貸ビルの所有者	○○不動産株式会社（所在地）千代田区内神田2－1－○			
借　家　人	××商事㈱	㈱△△商店	□□産業㈱	
専　用　部　分	1,200.01 ㎡	1,680.45 ㎡	2,419.54 ㎡	計5,300.00 ㎡
共　用　部　分	900.00 ㎡			

(2) 渋谷支店　　（所在地）東京都渋谷区宇田川町１－○

ア　事業所床面積　1,072.47 ㎡

事業所床面積のうち、社員食堂及び休養室として50.00 ㎡を使用している。（法701の34③－26該当）

また、この支店は心身障害者を多数雇用する事業所等に該当している。（法701の41②該当）

なお、この支店は自社所有のビルに入居している。

イ　従業者給与総額

（ア）従業員（24人分）　125,808,435円

（イ）（ア）のうち身体障害者（18人分）及び65歳以上の従業員（3人分）　114,065,760円

(3) 江東支店　　（所在地）東京都江東区大島３－１－○

ア　事業所床面積　490.00 ㎡

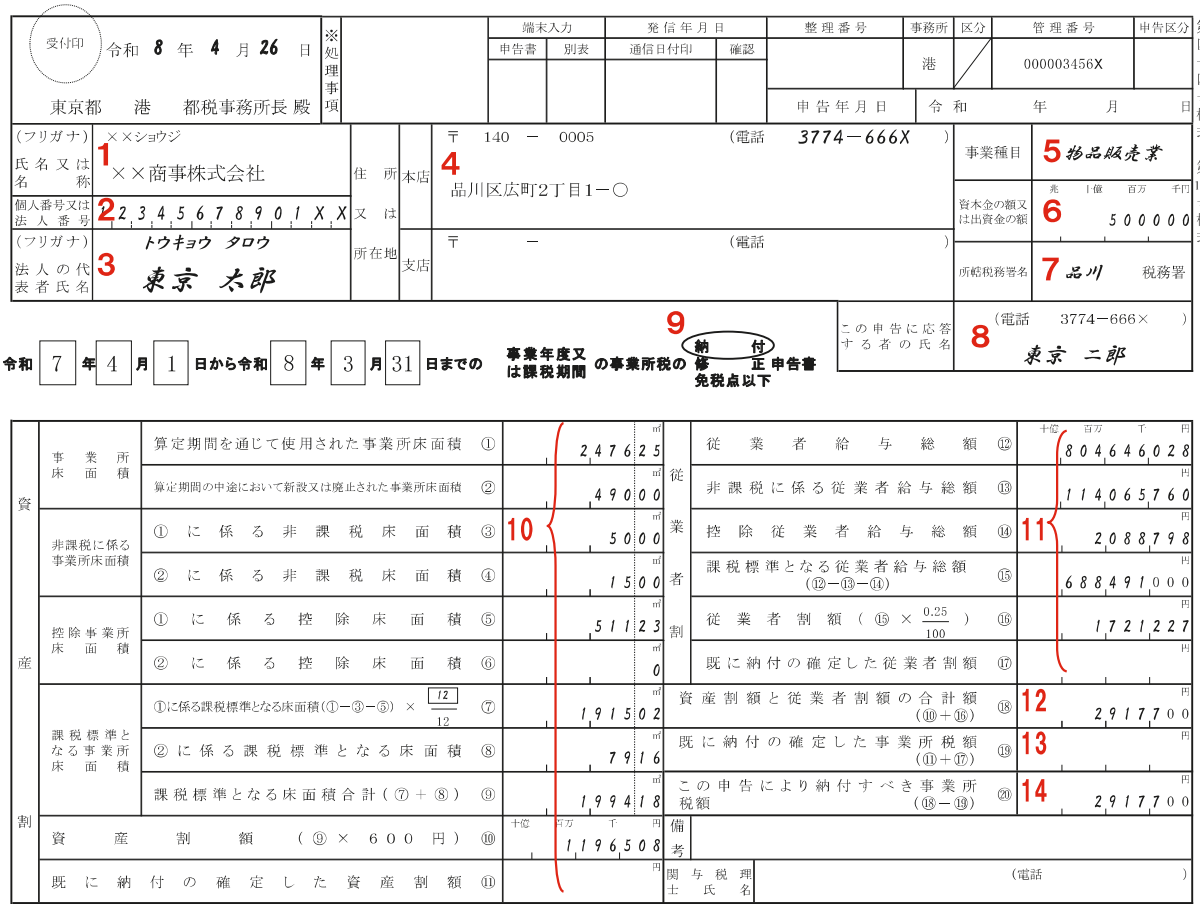
事業所床面積のうち、社員食堂及び休養室として15.00 ㎡を使用している。（法701の34③－26該当）

なお、この支店は自社所有のビルに令和８年１月20日に新設している。

イ　従業者給与総額

従業員（20人分）　13,504,370円

事業所税の申告書（第４４号様式）の記載要領



受付印　令和 8 年 4 月 26 日　東京都　港　都税事務所長 殿　※処理事項

端末入力		発信年月日		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
申告書	別表	通信日付印	確認		港		000003456X	

申告年月日　令和　年　月　日　　第四十四号様式　第173号様式

(フリガナ) ××ショウジ
1 氏名又は名称 ××商事株式会社
2 個人番号又は法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 X X
(フリガナ) トウキョウ タロウ
3 法人の代表者氏名 東京 太郎

住所又は所在地　本店 〒 140 － 0005 (電話 3774－666X)
4 品川区広町2丁目1－○
支店 〒 － (電話)

事業種目 5 物品販売業
資本金の額又は出資金の額 6 兆 十億 百万 千円 500000
所轄税務署名 7 品川 税務署

この申告に応答する者の氏名 8 (電話 3774－666×) 東京 二郎

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 9 (納付) 修正 免税点以下 申告書

資産割

事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	10	㎡ 247625
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②		㎡ 49000
非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③		㎡ 5000
	②に係る非課税床面積 ④		㎡ 1500
控除事業所床面積	①に係る控除床面積 ⑤		㎡ 51123
	②に係る控除床面積 ⑥		㎡ 0
課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積(①－③－⑤)×12/12 ⑦		㎡ 191502
	②に係る課税標準となる床面積 ⑧		㎡ 7916
	課税標準となる床面積合計(⑦＋⑧) ⑨		㎡ 199418
資産割額(⑨×600円) ⑩			十億 百万 千 円 1196508
既に納付の確定した資産割額 ⑪			円

従業者割

従業者給与総額 ⑫			十億 百万 千 円 804646028
非課税に係る従業者給与総額 ⑬			円 114065760
控除従業者給与総額 ⑭		11	円 2088798
課税標準となる従業者給与総額(⑫－⑬－⑭) ⑮			円 688491000
従業者割額(⑮×0.25/100) ⑯			円 1721227
既に納付の確定した従業者割額 ⑰			円
資産割額と従業者割額の合計額(⑩＋⑯) ⑱		12	円 2917700
既に納付の確定した事業所税額(⑪＋⑰) ⑲		13	円
この申告により納付すべき事業所税額(⑱－⑲) ⑳		14	円 2917700

備考

関与税理士氏名　(電話)

1［氏名又は名称］　個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。

2［個人番号又は法人番号］　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を１文字空けて記載してください。

3［法人の代表者氏名］　申告書作成時に法人の業務を主宰する方が記名してください。

4［住所又は所在地］　法人の場合は、本店の所在地が 23 区内の場合は本店所在地を、23 区外の場合は本店所在地及び 23 区内の主たる支店の所在地を記載してください。

5［事業種目］　事業の種類を具体的に記載してください（例：電気器具製造業、物品販売業など）。なお、２以上の事業を行う場合はそれぞれの事業を記載し、主たる事業を○で囲んでください。

6［資本金の額又は出資金の額］　算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

7［所轄税務署名］　個人の場合は所得税の、法人の場合は法人税の申告等を所轄する税務署名を記載してください。

8［この申告に応答する者の氏名］　この申告書の内容について、応答する方の氏名を記載してください。

9［事業所税の　納付　修正　免税点以下　申告書］　該当項目を○で囲んでください。免税点以下の申告は P. 44、45 を参考に記載をお願いします。

10［資産割］　次により記載してください。なお、資産割について免税点以下申告の場合は、①～④の欄のみ記載してください（床面積の 1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨ててください。）。

①　「別表 1　事業所等明細書」の明細区分「1」の「事業所床面積 ㋒」の合計床面積を記載します。

②　「別表 1　事業所等明細書」の明細区分「2」の「事業所床面積 ㋒」の合計床面積を記載します。

③④「別表 2　非課税明細書」の「非課税床面積 ㋐」の合計の数値で③又は④に対応するそれぞれの合計床面積を記載します（P. 40 の 3 を参考に記載してください。）。

⑤⑥「別表 3　課税標準の特例明細書」の「控除事業所床面積 ㋒」の合計の数値で⑤又は⑥に対応するそれぞれの合計床面積を記載します（P. 41 の 4 を参考に記載してください。）。

⑦　課税標準の算定期間が 12 月未満の場合は、**①－③－⑤の床面積に算定期間の月数／12** を乗じて得た床面積を記載します（月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。）。

⑧　各事業所等の床面積（算定期間が 12 月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積）に次の割合を乗じて得た床面積の合計を記載します。

（ア）算定期間の中途において新設された事業所等（（ウ）を除く）

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（イ）算定期間の中途において廃止された事業所等（（ウ）を除く）

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（ウ）算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

⑨　⑦及び⑧の合計床面積を記載します。

⑩　⑨の床面積に税率の 600 円を乗じて得た額を**1 円単位で**記載します。

⑪　修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した資産割額を記載します。

11［従業者割］　次により記載してください。なお、従業者割について免税点以下申告の場合は記載の必要はありません。

⑫　「別表 1　事業所等明細書」の「従業者給与総額 ㋓」の合計を記載します。

⑬　「別表 2　非課税明細書」の「非課税従業者給与総額 ㋒」の合計を記載します。

⑭　「別表 3　課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額 ㋕」の合計を記載します。

⑮　⑫－⑬－⑭の額を、1,000 円未満の端数を切り捨てて記載します。

⑯　⑮の従業者給与総額に税率 100 分の 0.25 を乗じて得た額を**1 円未満の端数を切り捨てて 1 円単位で**記載します。

⑰　修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した従業者割額を記載します。

12［資産割額と従業者割額の合計額］

⑱　⑩と⑯の合算した額を**100円未満の端数を切り捨てて**記載します。

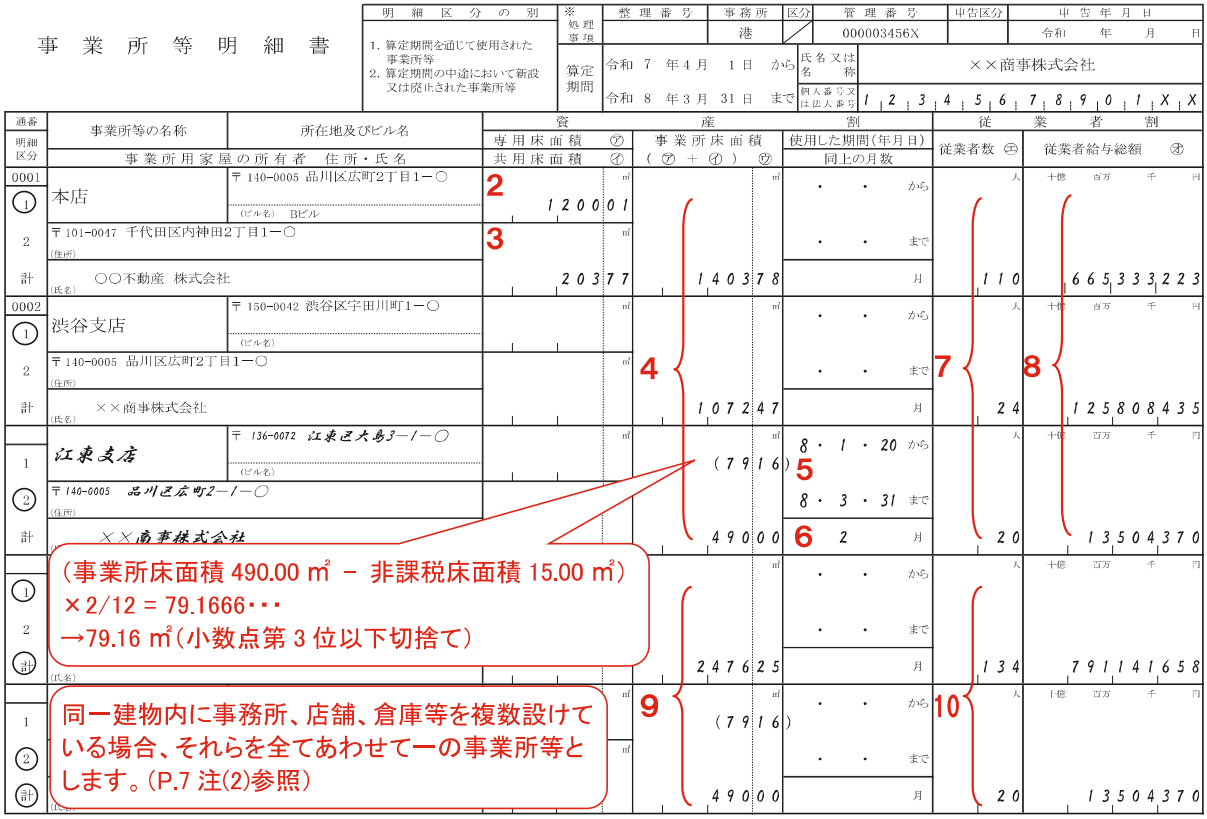
13［既に納付の確定した事業所税額］

⑲　修正申告の場合に、⑪と⑰の合算した額を**100円未満の端数を切り捨てて**記載します。

14［この申告により納付すべき事業所税額］

⑳　⑱から⑲を差し引いた額を記載します。

事業所等明細書（第４４号様式別表１）の記載要領



（事業所床面積 490.00 ㎡ － 非課税床面積 15.00 ㎡）
×2/12 = 79.1666･･･
→79.16 ㎡（小数点第 3 位以下切捨て）

同一建物内に事務所、店舗、倉庫等を複数設けている場合、それらを全てあわせて一の事業所等とします。（P.7 注(2)参照）

１［明細区分］　事業所等が算定期間を通じて使用されたものを 1、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものを 2 とし、該当する項目を○で囲んでください。

２［専用床面積］　㋐の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載してください（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨ててください。以下同じ。）。

３［共用床面積］　㋑の欄は、専用床面積に対応する「別表４　共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積⑥」を記載してください。

４［事業所床面積］　㋒の欄は、「専用床面積 ㋐」と「共用床面積 ㋑」の合計を記載してください。なお、家屋の一棟全てを使用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。「専用床面積 ㋐」と「共用床面積 ㋑」の記載は必要ありません。

明細区分 2 の事業所等については、次のとおり記載してください。

下段　事業所床面積は月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所等の月割計算前の床面積を記載してください。

上段　事業所床面積から非課税及び課税標準の特例に該当する床面積を控除後、**「同上の月数」／「算定期間の月数」**で乗じて、括弧書きで記載してください（計算方法の詳細は前ページ「10［資産割］ ⑧」を参照してください。）。

５［使用した期間］　明細区分 2 の場合のみ記載してください。

６［同上の月数］　明細区分 2 の場合のみ、次により記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く）
　当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く）
　算定期間の開始の日の属する月から当該事業所等の廃止の日の属する月までの月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
　当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数

7［従業者数］　㋓の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（障害者、高齢者及び非課税従業者を含む。）を記載してください。従業者割について免税点以下の場合でも記載してください。

ただし、当該算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等*については、次の計算式により算出した数値を記載してください。

従業者数 ＝ 当該算定期間の各月末日現在における従業者数の合計／当該算定期間の月数

なお、1人未満の端数は切り捨ててください。

また、この計算をする場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。

＊ 従業者数に著しい変動がある事業所等：当該算定期間の各月末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が、最小の従業者数の2倍を超える事業所等をいいます（中途廃止を除く）。

8［従業者給与総額］　㋔の欄は、算定期間中に支払われた又は支払われるべき俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を記載してください。「別表2　非課税明細書」の「非課税従業者給与総額 ㋒」の欄及び「別表3　課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額 ㋕」の欄の金額も含みます。

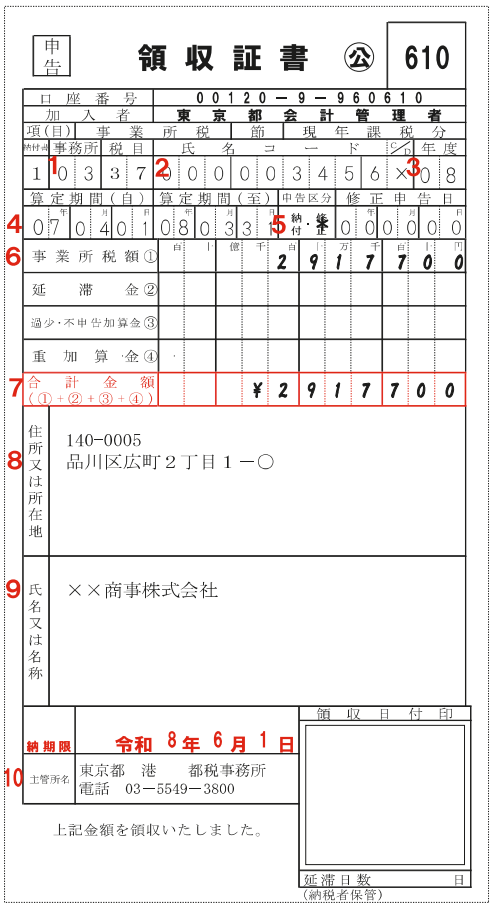
なお、従業者割について免税点以下申告の場合には、記載の必要はありません。

9［合計事業所床面積］　明細区分1の「事業所床面積㋒」の合計床面積を記載してください。申告書①欄に該当します。

また、明細区分2の「事業所床面積㋒」の上段の括弧書きと下段の事業所床面積の合計をそれぞれ記載してください。上段の括弧書き合計は申告書⑧欄、下段の合計事業所床面積は申告書②欄に該当します。

10［合計従業者数及び従業者給与総額］　明細区分1と明細区分2の「従業者数㋓」と「従業者給与総額㋔」の合計を区分ごとにそれぞれ記載してください。申告書⑫欄は、明細区分1と明細区分2の㋔の合計となります。

納付書記載要領



1［事務所］　申告書を提出する都税事務所を下記のコードで記載してください。

都税事務所	千代田	中央	港	新宿
コード	01	02	03	04

2［氏名コード・CD］　管理番号を記載してください。不明のときは、都税事務所にお問い合わせください。**なお、マイナンバーではありませんのでご注意ください。**

3［年度］　年度を記載してください。

4［算定期間(自)・(至)］　申告書の事業年度又は課税期間を記載してください。

5［申告区分］　当該欄に印字がないものは、領収証書には「納付」又は「修正」を、領収証書以外には「10」（納付の場合）又は「14」（修正申告の場合）を記載してください。

6［事業所税額］　納付額を記載してください。

7［合計金額］　同上。**この欄は訂正できませんのでご注意ください。**

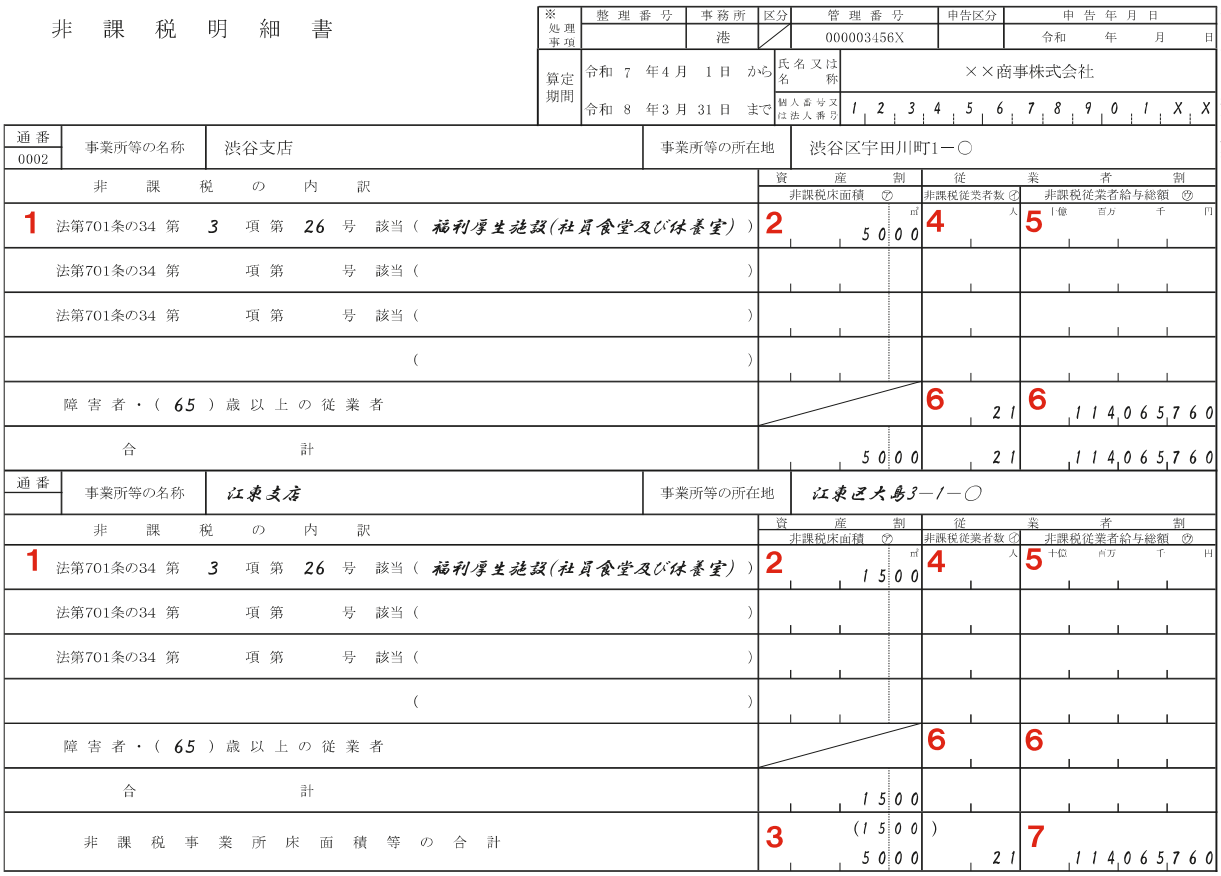
8［住所又は所在地］　申告書の住所又は所在地を記載してください。

9［氏名又は名称］　申告書の氏名又は名称を記載してください。

10［主管所名］　申告書を提出する都税事務所（上記1の都税事務所）を記載してください。

※ 納付書は3枚つづり（領収証書、納付書兼納入済通知書、原符）です。3枚とも記載してください。

非課税明細書（第４４号様式別表２）の記載要領



非　課　税　明　細　書

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	申告年月日
		港		000003456X		令和　年　月　日

算定期間　令和 7 年4月 1日 から　令和 8 年3月 31日 まで

氏名又は名称　××商事株式会社

個人番号又は法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 X X

第四十四号様式別表二

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地
0002	渋谷支店	渋谷区宇田川町1－○

非課税の内訳	資産割 非課税床面積 ㋐	従業者割 非課税従業者数 ㋑	従業者割 非課税従業者給与総額 ㋒
1 法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当（福利厚生施設(社員食堂及び休養室)）	2 5000 ㎡	4 人	5 百万 千 円
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
（　）			
障害者・（ 65 ）歳以上の従業者		6 21	6 114065760
合計	5000	21	114065760

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地
	江東支店	江東区大島3－1－○

非課税の内訳	資産割 非課税床面積 ㋐	従業者割 非課税従業者数 ㋑	従業者割 非課税従業者給与総額 ㋒
1 法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当（福利厚生施設(社員食堂及び休養室)）	2 1500 ㎡	4 人	5 十億 百万 千 円
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
（　）			
障害者・（ 65 ）歳以上の従業者		6	6
合計	1500		
非課税事業所床面積等の合計	3 (1500 5000)	(21) 21	7 114065760

1［非課税の内訳］　該当する条項と施設名を記載してください。

2［非課税床面積］　㋐の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、当該事業所等について「別表４　共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税床面積については記載しないでください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等の非課税床面積について、月割計算前の床面積を記載してください。

3［非課税事業所床面積の合計］　㋐の欄の非課税事業所床面積の合計を次のとおり記載してください。

下段　算定期間を通じて使用した事業所等の非課税床面積の合計を記載してください。申告書③欄に該当します。

上段　算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等の非課税床面積の合計を括弧書きで記載してください。申告書④欄に該当します。

4［非課税従業者数］　㋑の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における、非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。

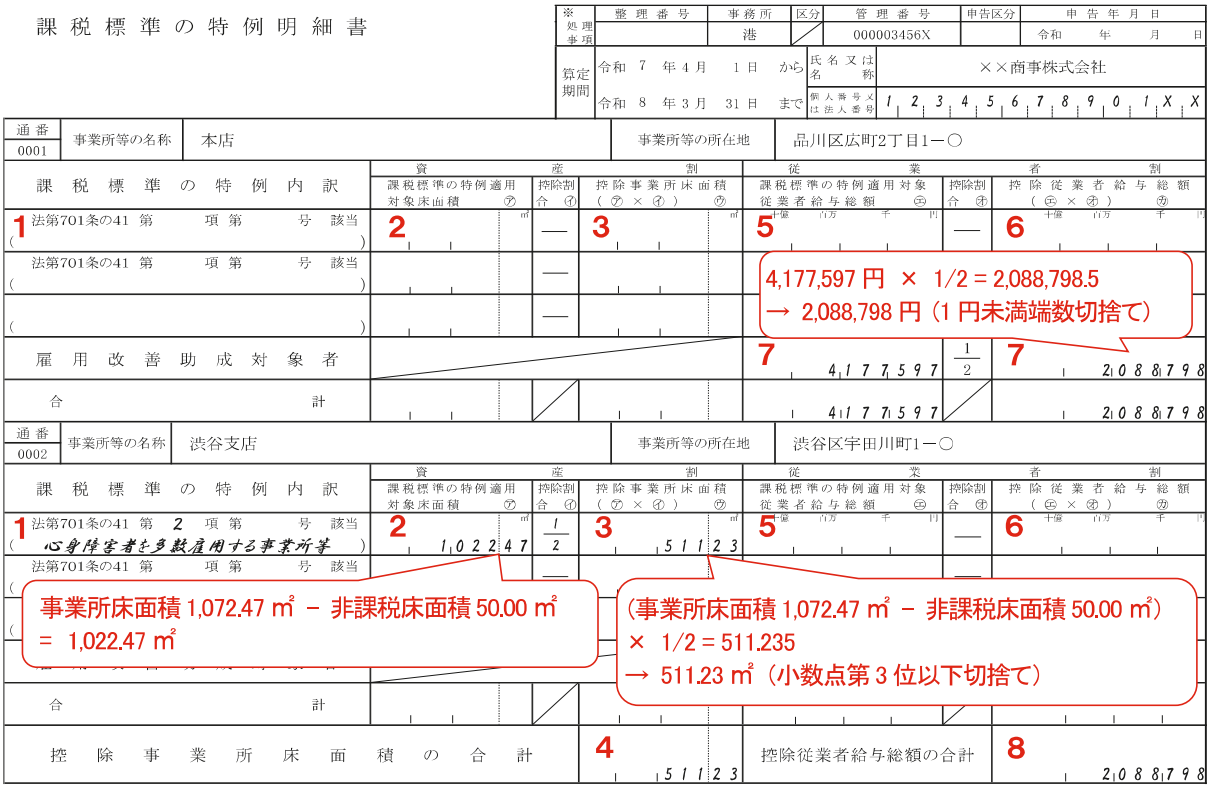
5［非課税従業者給与総額］　㋒の欄は、算定期間中に支払われた、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

なお、従業者割について免税点以下申告の場合には、記載の必要はありません。

6［障害者・（ ）歳以上の従業者］　障害者及び高齢者の従業者（役員を除く）について、「従業者数」と「給与総額」を記載してください。（ ）内には65を記載してください。

7［非課税従業者給与総額の合計］　㋒の欄の非課税従業者給与総額の合計を記載してください。申告書⑬欄に該当します。

課税標準の特例明細書（第４４号様式別表３）の記載要領



課税標準の特例明細書

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	申告年月日
		港		000003456X		令和　年　月　日

算定期間：令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

氏名又は名称：××商事株式会社

個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 X X

第四十四号様式別表三

通番 0001　事業所等の名称：本店　事業所等の所在地：品川区広町2丁目1－○

課税標準の特例内訳	資産割 課税標準の特例適用対象床面積 ㋐	控除割合 ㋑	控除事業所床面積（㋐×㋑） ㋒	従業者割 課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㋓	控除割合 ㋔	控除従業者給与総額（㋓×㋔） ㋕
1 法第701条の41 第　項第　号 該当（　）	2	—	3	5	—	6
法第701条の41 第　項第　号 該当（　）		—				
（　）		—				
雇用改善助成対象者				7 4,177,597	1/2	7 2,088,798
合計				4,177,597		2,088,798

4,177,597 円 × 1/2 = 2,088,798.5
→ 2,088,798 円（1 円未満端数切捨て）

通番 0002　事業所等の名称：渋谷支店　事業所等の所在地：渋谷区宇田川町1－○

課税標準の特例内訳	資産割 課税標準の特例適用対象床面積 ㋐	控除割合 ㋑	控除事業所床面積（㋐×㋑） ㋒	従業者割 課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㋓	控除割合 ㋔	控除従業者給与総額（㋓×㋔） ㋕
1 法第701条の41 第 2 項第　号 該当（心身障害者を多数雇用する事業所等）	2 1,022.47	1/2	3 511.23	5	—	6
法第701条の41 第　項第　号 該当（　）		—				
（　）		—				
合計						
控除事業所床面積の合計	4 511.23			控除従業者給与総額の合計		8 2,088,798

事業所床面積 1,072.47 ㎡ － 非課税床面積 50.00 ㎡
= 1,022.47 ㎡

（事業所床面積 1,072.47 ㎡ － 非課税床面積 50.00 ㎡）
× 1/2 = 511.235
→ 511.23 ㎡（小数点第 3 位以下切捨て）

1［課税標準の特例内訳］　該当する条項と施設名を記載してください。

2［課税標準の特例適用対象床面積］　㋐の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（「**控除割合 ㋑**」による控除前の床面積）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等の課税標準の特例に係る床面積について、月割計算前の床面積を記載してください。

3［控除事業所床面積］　㋒の欄は、㋐の欄に㋑の控除割合を乗じ、１平方メートルの100分の１未満を切り捨てた数値を記載してください。

なお、２以上の規定の適用がある場合には、所管都税事務所にお問い合わせください。

4［控除事業所床面積の合計］　㋒の欄の控除事業所床面積の合計を次のとおり記載してください。

下段　算定期間を通じて使用した事業所等の控除床面積の合計を記載してください。申告書⑤欄に該当します。

上段　算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等の控除床面積の合計を括弧書きで記載してください。申告書⑥欄に該当します。

5［課税標準の特例適用対象従業者給与総額］　㋓の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（「**控除割合 ㋔**」による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

6［控除従業者給与総額］　㋕の欄は、㋓の欄に㋔の控除割合を乗じた額を、１円未満の端数を切り捨てて記載してください。

7［雇用改善助成対象者］　雇用改善助成対象者に係る給与等がある場合にも、５及び６と同様にこの欄に記載してください。

8［控除従業者給与総額の合計］　㋕の欄の控除従業者給与総額の合計を記載してください。申告書⑭欄に該当します。

共用部分の計算書（第４４号様式別表４）の記載要領

共 用 部 分 の 計 算 書

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	申告年月日
		港		000003456X		令和　年　月　日

算定期間		氏名又は名称	
算定期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	氏名又は名称	××商事株式会社
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 X X

第四十四号様式別表四

通番	事業所等の名称		事業所等の所在地	
0001		本店		品川区広町2丁目1－○

専用部分の延べ面積	①	1 530000 ㎡	③ の 内 訳		⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	2 120001	消防設備等に係る共用床面積		㋐	㎡
非課税に係る共用床面積	③	3 0	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	㋑	4
③以外の共用床面積	④	90000		2分の1が非課税となる共用床面積	㋒	(×1/2)
共用床面積の合計（③＋④）	⑤	90000	㋐ ～ ㋒ 以外の非課税に係る共用床面積		㋓	
事業所床面積となる共用床面積（④×②/①）	⑥	20377	合 計（㋐ ～ ㋓）		㋔	

通番	事業所等の名称		事業所等の所在地	

専用部分の延べ面積	①	㎡	③ の 内 訳		⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積		㋐	㎡
非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	㋑	
③以外の共用床面積	④			2分の1が非課税となる共用床面積	㋒	(×1/2)
共用床面積の合計（③＋④）	⑤		㋐ ～ ㋒ 以外の非課税に係る共用床面積		㋓	
事業所床面積となる共用床面積（④×②/①）	⑥		合 計（㋐ ～ ㋓）		㋔	

1［専用部分*の延べ面積］　①の欄は、一棟床面積から「共用床面積の合計 ⑤」を除いた面積を記載してください。

2［当該事業所部分の延べ面積］　②の欄は、「専用部分の延べ面積 ①」の面積のうち、この申告に係る専用床面積を記載してください。

なお、この専用床面積は、「第 44 号様式 別表１　事業所等明細書」の「専用床面積 ㋐」の欄と一致します。

3［非課税に係る共用床面積］　③の欄は、「合計 ㋔」の欄の数値を記載してください。

4［③の内訳］　⑦の欄は、次により記載してください。

なお、「消防設備等に係る共用床面積 ㋐」、「防災に関する設備等・全部が非課税となる共用床面積 ㋑」及び「2 分の 1 が非課税となる共用床面積 ㋒」の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください（特定防火対象物等については、P. 63 及びP. 64 をご覧ください。）。

(1) ㋐の欄は、共用床面積のうち、消防用設備等（令56の43②に該当）に係る床面積を記載してください。

(2) ㋑の欄は、共用床面積のうち、避難階段等（令56の43③－1 イ、同－4 及び同－5 イに該当）に係る床面積を記載してください。

(3) ㋒の欄は、共用床面積のうち、令56の43③－1ロ、同－2、同－3及び同－5ロに掲げる設備等に係る床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載してください。

(4) ㋓の欄は、共用床面積のうち、㋐、㋑及び㋒以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

(5) ㋐～㋔に記載がある場合は、「非課税明細書（別表２）」に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

共用計算とは

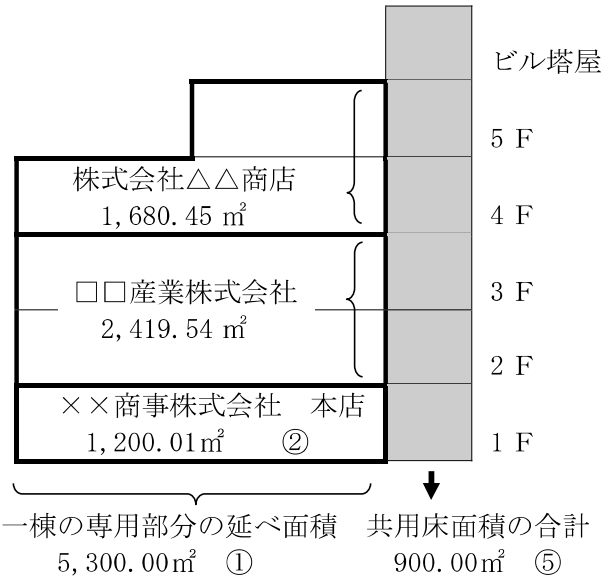
2 以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分*）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます（〇数字は第 44 号様式 別表 4 中と同じものです。）。

＜本店の場合＞

［××商事株式会社 本店の事業所 床面積］ ＝ ［本店の専用部分の 延べ面積 ② 1,200.01㎡］ ＋ ［「③以外の 共用床面積」 ④ 900.00㎡］ × ［本店の専用部分の 延べ面積 ② 1,200.01㎡］ ／ ［一棟の専用部分の 延べ面積 ① 5,300.00㎡］

本店の共用床面積 ⑥

＝ 203.77㎡



××商事株式会社本店の事業所床面積

1,200.01㎡ ＋ 203.77㎡ ＝ 1,403.78㎡
（専用床面積） （共用床面積） （事業所床面積）

＊ **専用部分**とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記の専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

3　免税点以下申告書の記載要領

次の設例に基づき、免税点以下申告書の記載例を示しました。

＜ 設 例 ＞

○○食品株式会社（事業年度：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

※　なお、本店は令和８年３月31日現在、世田谷支店は令和７年９月18日現在の状況です。

（１）本店　（所在地　東京都中野区中野４－６－○）

事業所床面積　　専用床面積　720.50 ㎡

共用床面積　187.80 ㎡

（うち喫煙室　30.00 ㎡）

従業者数　　従業員　95 人

（うち65歳以上　5 人）

（２）世田谷支店　（所在地　東京都世田谷区若林４－２２－○）

令和７年９月18日廃止

事業所床面積　520.45 ㎡

従業者数　　従業員　32 人

受付印　令和 8 年 4 月 26 日　東京都　新宿　都税事務所長 殿

※処理事項

端末入力 申告書	端末入力 別表	発信年月日 通信日付印	発信年月日 確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					新宿		00100023XX	

申告年月日　令和　年　月　日

第四十四号様式　第173号様式

（フリガナ）○○ショクヒン
氏名又は名称　○○食品　株式会社

個人番号又は法人番号　9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 X X

（フリガナ）タナカ　タロウ
法人の代表者氏名　田中　太郎

住所又は所在地　本店　〒 164 － 0001　（電話 3386－111X）
中野区中野4丁目6－○

支店　〒　－　（電話　）

事業種目　飲食料品卸売業

資本金の額又は出資金の額　80000

所轄税務署名　中野　税務署

この申告に応答する者の氏名　（電話 3386－111×）　田中　次郎

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの　事業年度又は課税期間　の事業所税の　納付　修正　申告書　免税点以下

資産割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	㎡	9 0 8 3 0	
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	㎡	5 2 0 4 5	
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	㎡	3 0 0	
		②に係る非課税床面積 ④	㎡		
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 ⑤	㎡		
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	㎡		
		課税標準となる床面積合計（⑦＋⑧） ⑨	㎡		
	資産割額（⑨×600円） ⑩		十億 百万 千 円		
	既に納付の確定した資産割額 ⑪		円		
従業者割	従業者				
	非課税				
	控除従業者給与総額 ⑭				円
	課税標準となる従業者給与総額（⑫－⑬－⑭） ⑮				円 0 0 0
	従業者割額（⑮×0.25/100） ⑯				円
	既に納付の確定した従業者割額 ⑰				円
	資産割額と従業者割額の合計額（⑩＋⑯） ⑱				円 0 0
	既に納付の確定した事業所税額（⑪＋⑰） ⑲				円
	この申告により納付すべき事業所税額（⑱－⑲） ⑳				円 0 0
	備考				
	関与税理士氏名		（電話 ）		

従業者割が免税点以下の場合は記載不要です。

資産割が免税点以下の場合は①～④の欄のみ記載してください。

事業所等明細書

第四十四号様式別表一

明細区分の別	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	申告年月日
1. 算定期間を通じて使用された事業所等 2. 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等			新宿		00100023XX		令和　年　月　日

算定期間	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	○○食品　株式会社	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 X X

通番 明細区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者　住所・氏名	所在地及びビル名	資産割 専用床面積 ㋐ 共用床面積 ㋑	資産割 事業所床面積 （㋐＋㋑） ㋒	資産割 使用した期間（年月日） 同上の月数	従業者割 従業者数 ㋓	従業者割 従業者給与総額 ㋔
0001 ①	本店	〒 164-0001 中野区中野4丁目6－○ （ビル名） Dビル	㎡ 7 2 0 5 0	㎡	・ ・ から	人	十億 百万 千 円
2	〒 104-0041 中央区新富2丁目6－○ （住所）		㎡	㎡	・ ・ まで		
計	△△不動産　株式会社 （氏名）		1 8 7 8 0	9 0 8 3 0	月	9 5	
0002 1	世田谷支店	〒 154-0023 世田谷区若林4丁目22－○ （ビル名）	㎡	㎡	7・4・1 から	人	十億 百万 千 円
② 2	〒 164-0001 中野区中野4丁目6－○ （住所）		㎡	㎡	7・9・18 まで		
計	○○食品　株式会社 （氏名）			5 2 0 4 5	6 月	3 2	
1		〒 （ビル名）	㎡	㎡	・ ・	人	十億 百万 千 円
2	〒 （住所）						
計	（氏名）						
1		〒 （ビル名）	㎡		・ ・		十億 百万 千 円
2	〒 （住所）		㎡		・ ・ まで		
計	（氏名）				月		
1		〒 （ビル名）	㎡	㎡	・ ・ から	人	十億 百万 千 円
2	〒 （住所）		㎡		・ ・ まで		
計	（氏名）				月		

従業者割が免税点以下の場合は
人数のみ記載してください。
（中途廃止の場合は廃止時点の人数）

非課税明細書

第四十四号様式別表二

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	申告年月日
		新宿		00100023XX		令和　年　月　日

算定期間	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	○○食品　株式会社	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 X X

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地
0001	本店	中野区中野4丁目6－○

非課税の内訳	資産割 非課税床面積 ㋐	従業者割 非課税従業者数 ㋑	従業者割 非課税従業者給与総額 ㋒
	㎡	人	十億 百万 千 円
法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当（福利厚生施設（喫煙室））	3 0 0		
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
（　）			
障害者・（ 65 ）歳以上の従業者		5	
合計	3 0 0	5	

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地

非課税の内訳	資産割 非課税床面積 ㋐	従業者割 非課税従業者数 ㋑	従業者割 非課税従業者給与総額 ㋒
	㎡	人	十億 百万 千 円
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
法第701条の34 第　項 第　号 該当（　）			
（　）			
障害者・（　）歳以上の従業者			
合計			
非課税事業所床面積等の合計	3 0 0	5	

従業者割が免税点以下の場合は
人数のみ記載してください。

4　事業所税減免申請書の記載要領

次の設例に基づき、事業所税減免申請書の記載例を示しました。

＜ 設 例 ＞

○○自動車株式会社（事業年度：令和７年２月１日から令和８年１月31日まで）

（１）江戸川教習所　（所在地　東京都江戸川区中央４－２４－○）
　減免適用対象床面積　1,053.63 ㎡
　減免適用対象従業者給与総額　250,389,449 円

（２）杉並教習所　（所在地　東京都杉並区成田東５－３９－○）
　減免適用対象床面積　350.00 ㎡
　減免適用対象従業者給与総額　60,137,530 円
　なお、この事業所等は令和７年７月10日で廃止している。

事業所税減免申請書

第百八十号様式

※処理事項　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分　申告年月日　令和　年　月　日

受付印　令和 8 年 3 月 29 日

東京都　中央　都税事務所長 殿

東京都都税条例第188条の23の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

算定期間　1 令和 7 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで

住所又は所在地　2 江戸川区中央4－24－○

氏名又は名称　3 ○○自動車株式会社

法人の代表者氏名　4 佐藤　一郎

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地	減免を受けようとする事由
	江戸川教習所	江戸川区中央4－24－○	指定自動車教習所

減免対象の内訳

	資産割 減免適用対象床面積 ㋐	適用割合 ㋑	資産割 減免事業所床面積（㋐×㋑） ㋒	従業者割 減免適用対象従業者給与総額 ㋓	適用割合 ㋔	従業者割 減免従業者給与総額（㋓×㋔） ㋕
5 条例施行規則 第36条の3 第 項 第 2 号 該当	6 1,053.63 ㎡	1/2	7 526.81 ㎡	8 250,389,449 円	1/2	9 125,194,724 円
条例施行規則 第36条の3 第 項 第 号 該当						
条例 第188条の 第 項 第 号 該当						
合計	1,053.63		526.81	250,389,449		125,194,724

1,053.63 ㎡ × 1/2 = 526.815
→ 526.81 ㎡（小数点第３位以下切捨て）

250,389,449 円 × 1/2 = 125,194,724.5
→ 125,194,724 円（１円未満の端数切捨て）

通番	事業所等の名称	事業所等の所在地	減免を受けようとする事由
	杉並教習所	杉並区成田東5－39－○	指定自動車教習所

減免対象の内訳

	資産割 減免適用対象床面積 ㋐	適用割合 ㋑	資産割 減免事業所床面積（㋐×㋑） ㋒	従業者割 減免適用対象従業者給与総額 ㋓	適用割合 ㋔	従業者割 減免従業者給与総額（㋓×㋔） ㋕
5 条例施行規則 第36条の3 第 項 第 2 号 該当	6 350.00 ㎡	1/2	7 (875.00) 175.00 ㎡	8 60,137,530 円	1/2	9 30,068,765 円
条例施行規則 第36条の3 第 項 第 号 該当						
条例 第188条の2 第 項 第 号 該当						
合計	350.00		(875.00) 175.00	60,137,530		30,068,765

杉並教習所の使用期間は令和７年２月１日～令和７年７月10日で、使用月数は６か月です。減免事業所床面積は 175.00 ㎡ ×6/12 = 87.50 ㎡となります（7 参照）。

減免額等の総合計		
減免事業所床面積の合計	10 614.31 ㎡	減免従業者給与総額の合計 10 155,263,489 円
資産割・減免額の合計 ㋖	11 368,586 円	従業者割・減免額の合計 ㋗ 11 388,158 円
資産割・従業者割の減免額総合計（㋖＋㋗）		12 756,800 円

この申請書を提出する
課税標準の算定期間の

614.31 ㎡ × 600 円/㎡
= 368,586 円

155,263,489 円 × 0.25/100 = 388,158.7225
→ 388,158 円（１円未満の端数切捨て）

資産割・従業者割の減免額総合計
368,586 円＋388,158 円 = 756,744 円
→ 756,800 円（100 円未満の端数**切上げ**）（12 参照）

1［算定期間］　当該申請書に係る第 44 号様式の「算定期間」を記載してください。

2［住所又は所在地］　個人の場合は住所を、法人の場合は 23 区内の主たる事業所等の所在地を記載してください。

3［氏名又は名称］　個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。

4［法人の代表者氏名］　法人の業務を主宰している方が記名してください。

5［減免対象の内訳］　減免対象となる事業所等ごと、該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

6［減免適用対象床面積］　㋐の欄は、期末又は廃止の日における減免対象床面積を、該当項目ごとにそれぞれ 1 平方メートルの 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。

7［減免事業所床面積］　㋒の欄は、㋐の欄に㋑の適用割合を乗じた床面積を、1 平方メートルの 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。**課税標準の算定期間の中途で事業所等を新設又は廃止した場合は、当該減免事業所床面積の月割計算を行ってください。**期末又は廃止の日における減免適用対象床面積を、第 44 号様式別表 1 の「同上の月数」／「算定期間の月数」で乗じて㋒の欄の上部に括弧書きで記載してください。

8［減免適用対象従業者給与総額］　㋓の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち減免に係る給与等の額を、該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

9［減免従業者給与総額］　㋔の欄は、㋓の欄に㋕の適用割合を乗じた額を、1 円未満の端数を切り捨てて記載してください。

10［減免事業所床面積の合計］［減免従業者給与総額の合計］

この申請書が複数枚にわたる場合、全ての申請書の合計を最終頁のみに記載してください。**課税標準の算定期間の中途で新設又は廃止した事業所等については、上記 7 で算出した括弧書きの中の数字を合計してください。**また、既に減免の適用を受けた施設と新たに減免の適用を受けようとする施設（申請内容が変更になる場合を含む。）とを分けて合計し、別々の申請書に記載してください。

11［資産割･減免額の合計］［従業者割･減免額の合計］

㋖及び㋗の欄は、上記 10 に税率を乗じた額を、1 円未満の端数を切り捨てて記載してください。

12［資産割･従業者割の減免額総合計］

㋖と㋗の合算した額を、**100 円未満の端数を切り上げて**記載してください（この取扱いは、東京都（23 区内）におけるものです。）。

＜事業所税減免申請書提出に関する注意事項＞

1　申請書の提出期限は法人の場合は事業年度終了日から 2 か月以内、個人の場合は当該課税期間の翌年 3 月 15 日です。期限後に提出された場合は減免の適用を受けられませんのでご注意ください。（条 188 の 17①、同②、条 188 の 23③）

2　初めて申請を行う施設については、減免申請額を含めて申告納付してください。減免申請内容について調査等を行い、減免の適否を決定します。減免の適用があった場合は、当該減免額を還付します。

既に減免の適用を受けた施設で、引き続き当該減免事由等に異動がない場合は、減免額を差し引いて申告納付することができます（申請書の提出は必要です。）。

この場合、申請書の減免額（資産割・従業者割のいずれもある場合はその合計額）を申告書の「既に納付の確定した事業所税額」⑲欄に記載してください。

５　みなし共同事業に関する明細書の記載要領

「みなし共同事業」に該当する事業所等がある場合は、「みなし共同事業」に係る特殊関係者等の必要事項を「みなし共同事業に関する明細書」に記載して、申告書とあわせて提出してください。

なお、この「みなし共同事業」に係る部分は共同事業者が連帯して納付の義務を負うことになります。（法 10 の 2）

＜ 設 例 ＞

みなし共同事業に係る事業所等の所在地：中央区○○３－５－１（□□ビル）

申告者：○○商事株式会社

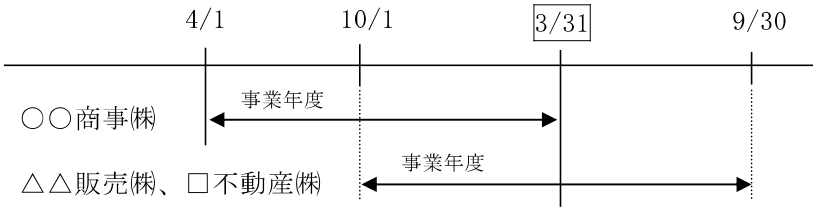
○○商事㈱　（特殊関係者を有する者） 事業所床面積：700 ㎡　　従業者数：80 人
△△販売㈱　（特殊関係者） 事業所床面積：400 ㎡　　従業者数：20 人
□不動産㈱　（特殊関係者） 事業所床面積：400 ㎡　　従業者数：20 人

＜注意事項＞

「みなし共同事業に関する明細書」は、申告者の課税標準の算定期間の末日の現況で記載してください。

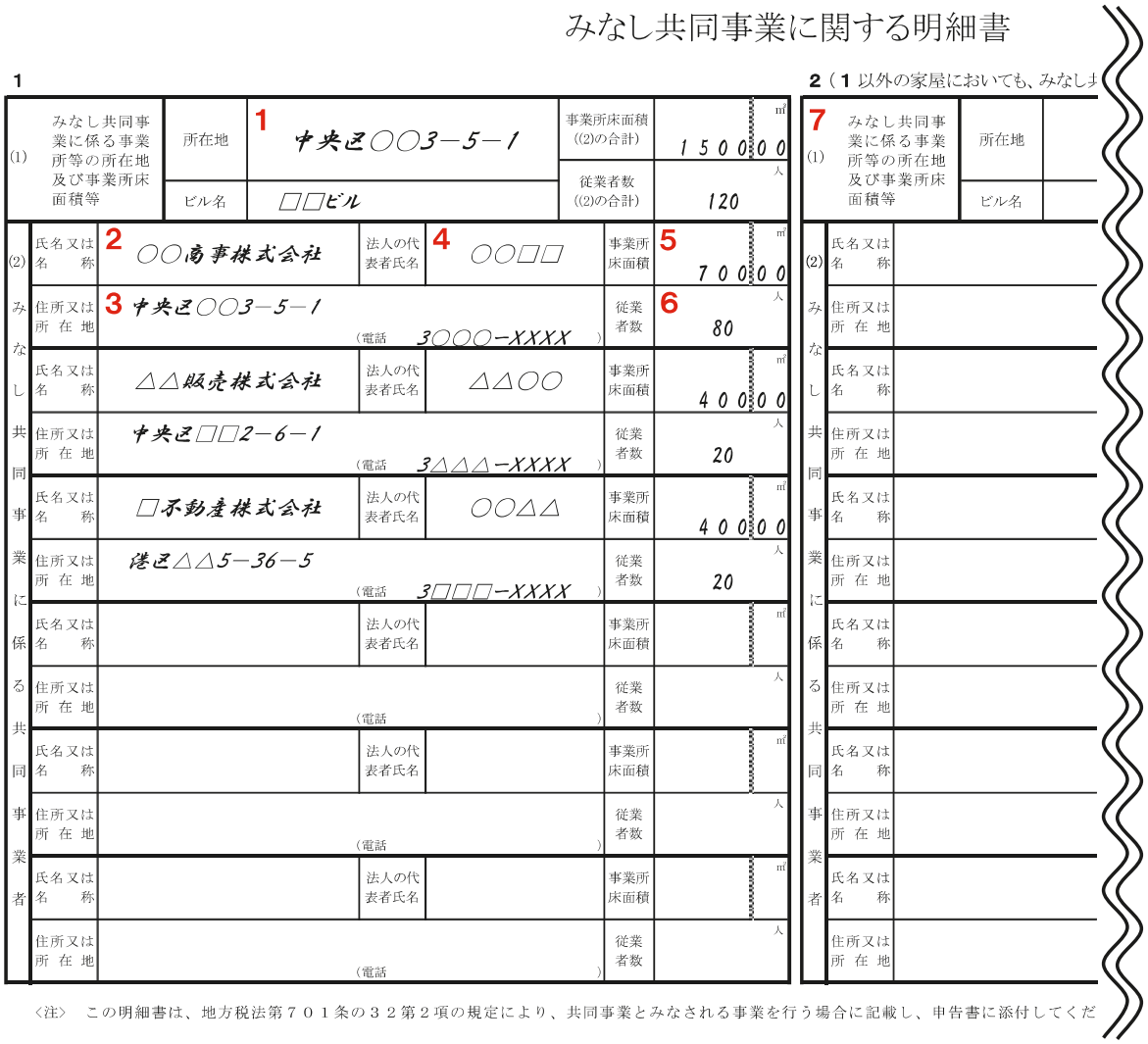
（例）

	決算期	明細書記入上の基準日
特殊関係者を有する者（○○商事㈱）	3 月 31 日	3 月 31 日
特殊関係者（△△販売㈱、□不動産㈱）	9 月 30 日	3 月 31 日



＊　上記の例では、△△販売㈱、□不動産㈱のいずれも 3 月 31 日時点の事業所床面積、従業者数を記載してください。

みなし共同事業に関する明細書



1

(1) みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等				
	所在地	1 中央区○○3−5−1	事業所床面積((2)の合計)	1500.00 ㎡
	ビル名	□□ビル	従業者数((2)の合計)	120 人

(2) みなし共同事業に係る共同事業者						
氏名又は名称	2 ○○商事株式会社	法人の代表者氏名	4 ○○□□	事業所床面積	5 7000.00 ㎡	
住所又は所在地	3 中央区○○3−5−1 (電話 3○○○−XXXX)			従業者数	6 80 人	
氏名又は名称	△△販売株式会社	法人の代表者氏名	△△○○	事業所床面積	4000.00 ㎡	
住所又は所在地	中央区□□2−6−1 (電話 3△△△−XXXX)			従業者数	20 人	
氏名又は名称	□不動産株式会社	法人の代表者氏名	○○△△	事業所床面積	4000.00 ㎡	
住所又は所在地	港区△△5−36−5 (電話 3□□□−XXXX)			従業者数	20 人	
氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	㎡	
住所又は所在地	(電話)			従業者数	人	
氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	㎡	
住所又は所在地	(電話)			従業者数	人	
氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	㎡	
住所又は所在地	(電話)			従業者数	人	

2（1 以外の家屋においても、みなしま

7 (1) みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等		
	所在地	
	ビル名	

(2) みなし共同事業に係る共同事業者		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
住所又は所在地		

〈注〉 この明細書は、地方税法第７０１条の３２第２項の規定により、共同事業とみなされる事業を行う場合に記載し、申告書に添付してくだ

1 **［所在地］** 「みなし共同事業」に該当する建物の所在地を記載してください。

2 **［氏名又は名称］** １段目には「特殊関係者を有する者」（この記載例では「○○商事株式会社」となります。）を、２段目以下には「○○商事株式会社」の「特殊関係者」を記載してください。

3 **［住所又は所在地］** 23 区内の主たる事業所等の所在地を記載してください。

4 **［法人の代表者氏名］** 法人の業務を主宰する方の氏名を記載してください。

5 **［事業所床面積］** 非課税に係る事業所床面積を除いた事業所床面積を記載してください。

6 **［従業者数］** 非課税に係る従業者、役員以外の高齢者及び役員以外の障害者を除いた従業者数を記載してください。従業者数に著しい変動がある場合は P. 13(4)イ「従業者数に著しい変動がある場合」の算式により算出した数を記載してください。

7 みなし共同事業を行う家屋が他にもある場合は、こちらに同様に記載してください。

第３　事業所等の新設・廃止申告

第178号様式

受付印

＊処理欄　枝番　廃止　オーナー番号

事業所等 新設／廃止 申告書

令和 8 年 2 月 16 日

東京都　中央　都税事務所長　殿

＊印の欄は記入しないでください。

申告者

住所又は所在地	1 23区内（区名から記載してください）	〒 170 － 0002　豊島区巣鴨1－2－0
	23区外	〒　－
氏名又は名称	フリガナ 2 ○○サンギョウ　カブシキガイシャ	
	○○産業　株式会社	
法人番号	3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 0 0
法人の代表者氏名	4 高橋　太郎	
この申告に応答する者の氏名	高橋　花子	電話番号 3744－688×
業種	卸売業	決算期 5 上期 下期 12　資本金額 100,000 千円

個人事業主の場合に、
個人番号の記載は不要です。

東京都都税条例第188条の21第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

新設・廃止事業所等

事業所等所在地		6 〒 134 － 0088　江戸川区西葛西3－1－0		
事業所等の名称		7 江戸川支店	ビル名称	8 ××ビル
事業所等の新設又は廃止年月日		令和 8 年 1 月 20 日	新設・廃止	
事業所等の床面積	専用	9 62000 ㎡	10 事業所等の使用形態等	自己所有 ／ 全部自己使用
	共用	5000 ㎡		一部貸付
	合計	67000 ㎡		賃借
従業者数	事業所等に係る従業者数	20人		
	23区内の合計従業者数	154人		

11 事業所等を借りている場合、貴殿に貸している方の氏名等について次に記載してください。

住所又は所在地	〒 101 － 0047　千代田区内神田1－2－0
氏名又は名称	フリガナ ○○フドウサン　カブシキガイシャ
	○○不動産　株式会社
電話番号	1234－567×
摘要	

（注）この記載例の場合、新設した事業所等の所在地である江戸川区を所管する中央都税事務所に申告書等を提出することになります。

なお、申告書等は江戸川都税事務所でも受け付けます（P. 78「申告書等受付都税事務所一覧」参照）。

＜申告のあらまし＞

申告区分	申告義務者	要件	申告期限	申告先
事業所等の新設・廃止申告 （法701の52① 条188の21①）	事業を行う者	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から１月以内	新設又は廃止した事業所等の所在地を所管する都税事務所 （P.78参照）

＜記載要領＞

１［住所又は所在地］　上段には、23 区内の主たる事業所等の所在地を区名から記載してください（本店が 23 区外にある場合には、下段にその所在地を記載してください。）。

２［氏名又は名称］　個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。

３［法人番号］　法人の場合は、番号法に定める法人番号を記載してください。なお、個人の場合は記載不要です。

４［法人の代表者氏名］　法人の業務を主宰している方が記名してください。

５［決算期］　決算期が年１回の場合、下期に決算月を記載してください。なお、個人の場合は記載不要です。

６［事業所等所在地］　この申告の対象となった事業所用家屋の所在地（住居表示）を記載してください。

７［事業所等の名称］　事業所等の名称（店舗名、支店名、営業所名等）を記載してください。
（例）○○屋○○店、○○支店、○○営業所

８［ビル名称］「○○ビル」「○○会館」等建物の名称を記載してください。

９［事業所等の床面積］　専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分をいいます。

共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

貸ビル等の場合、専用、共用、合計床面積を記載してください（共用床面積については、ビルのオーナー、貸主等に確認してください。）。

一棟の全部を使用している場合、合計床面積のみ記載してください。

1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨ててください。

10［事業所等の使用形態等］　該当するものを○で囲んでください。なお、事業所等の使用形態等の意味は次のとおりです。

（全部自己使用：自己所有部分の全てを自分で使用している場合をいいます。
一部貸付：自己所有の建物の一部を他に貸し付けて、自ら一部を使用している場合をいいます。
賃借：他の者から建物の一部又は全部を借りて使用している場合をいいます。）

11　事業所等の使用形態等の欄で賃借に○印をされた方は、貸主の所在地、名称等を記載してください。

第４　事業所用家屋の貸付等申告

＜申告のあらまし＞

申告区分	申告義務者	要件	申告期限	申告先
事業所用家屋の貸付等申告 （法701の52② 条188の21②③）	事業所用家屋の貸付けを行う者	事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸し付けた場合	貸付日から２月以内	事業所用家屋の所在地を所管する都税事務所 （P.78参照）
		既に申告した事項に異動が生じた場合	異動日から１月以内	

＜注意事項＞

１　事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。
（法701の31①－6）

２　テナントごとの床面積については、次の算式により求めてください。

$$\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right)=\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{専用部分の床面積}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{一棟全体の共用}\\ \text{部分の床面積}\\ \text{（非課税以外）}\end{array}\right)\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該事業者の}\\ \text{専用部分の床面積}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{c}\text{一棟全体の専用部分}\\ \text{の床面積の合計}\end{array}\right)}$$

当該事業者の共用部分の床面積算出式（１/100 ㎡未満切り捨て）

＊　専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

＊　共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

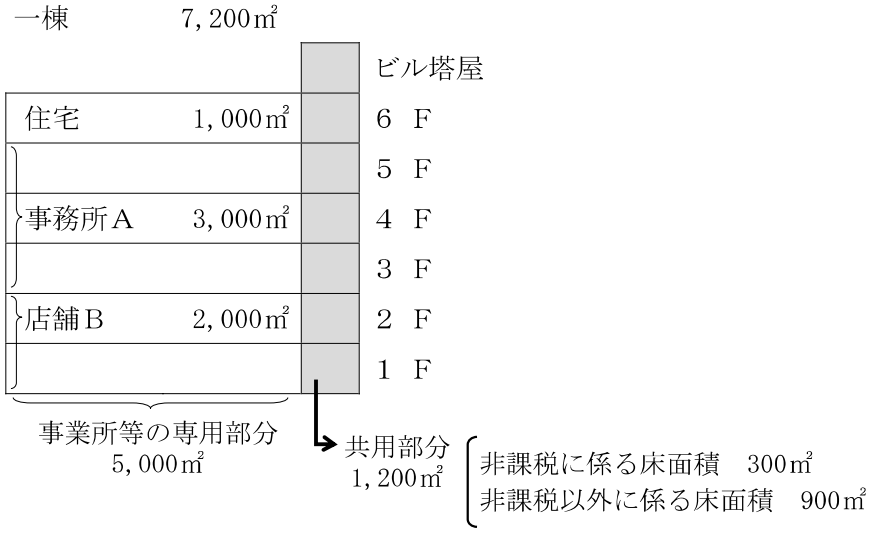
＊　床面積については、**１平方メートルの100分の１未満は切り捨ててください（これにより、申告書記載面積と継続紙記載面積の合計とが一致しないことがあります。）**。

３　この申告における貸付けとは、有償であるか無償であるかを問いません。事実上、他の者の利用に供している場合、ここでいう貸付けに当たります。

４　初めての申告の際は、申告書とともに次の書類を提出してください。
・事業所用家屋の各階平面図
・消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（写）

５　２回目以降の申告の際は、所管の都税事務所にご連絡いただければ、前回の申告内容を一部印字した用紙をお送りいたします。
なお、前回の申告内容に印字できない文字が含まれている場合には、類似の漢字に置き換えて印字してあります。
例：律（申告）→律（印字）
髙（申告）→高（印字）

＜ 設 例 ＞



申告者（所有者等）	住所又は所在地			千代田区内神田1丁目2番○号
	氏名又は名称			○○不動産株式会社
	法人の代表者氏名			鈴木太郎
貸ビルの内容	所在地			文京区春日1丁目16番○号
	ビル名			○○ビル
	貸付状況	事務所A	所在地	中央区新富2丁目6番○号
			名称	××商事株式会社
		店舗B	所在地	新宿区西新宿7丁目5番○号
			名称	株式会社△△水産

（テナントの床面積の計算方法）

	専用床面積	共用床面積	合計床面積
事業所床面積	5,000.00㎡	$900 \times \left(\frac{5,000}{3,000+2,000+1,000}\right) = 750.00㎡$	5,750.00㎡
事務所A	3,000.00㎡	$900 \times \left(\frac{3,000}{3,000+2,000+1,000}\right) = 450.00㎡$	3,450.00㎡
店舗B	2,000.00㎡	$900 \times \left(\frac{2,000}{3,000+2,000+1,000}\right) = 300.00㎡$	2,300.00㎡

事業所用家屋貸付等申告書（第１７９号様式その１）の記載要領

第１７９号様式その１

受付印

事業所用家屋貸付等申告書

※処理欄　枝番　廃止　オーナー番号

令和 8 年 10 月 2 日

東京都　千代田　都税事務所長　殿

申告者	住所又は所在地	1 〒 101 － 0047 千代田区内神田1－2－○		
	氏名又は名称	(フリガナ) ○○フドウサン　カブシキガイシャ (漢　字) 2 ○○不動産　株式会社		
	法人の代表者氏名	3 鈴木　太郎		
	この申告に応答する者の氏名	鈴木　花子	電話番号	03－1234－567×

東京都都税条例第188条の21第2項又は第3項の規定に基づき、次のとおり申告します。

一棟の明細	所在地	4 〒 112 － 0003 文京区春日1－16－○				
	ビルの名称	5 ○○ビル				
	一棟の床面積（②＋⑤） ①	6 7,200.00㎡	共用部分の床面積（⑥＋⑦） ⑤	8 1,200.00㎡		
	専用部分の床面積（③＋④） ②	7 6,000.00㎡	内訳 非課税に係る床面積 ⑥	300.00㎡		
	内訳 事業所等として使用する床面積 ③	5,000.00㎡	非課税以外に係る床面積 ⑦	900.00㎡		
	住宅として使用する床面積 ④	1,000.00㎡	事業所床面積（③＋⑦×③／②） ⑧	9 5,750.00㎡		
	建築年月日等	(新築)・増築・滅失・譲渡・取得	R8 年 8 月 3 日	所有形態	(単独)・区分・共有	他の区分所有者数
	特定防火対象物の用途番号	10 (1)　(2)　(3)　(4)　(5)イ　(6)　(9)イ　(16)イ　(16の2)　(16の3)				

11 区分所有家屋、転貸等の場合、申告者に係る床面積等について次に記載してください。

申告者の明細 事業所床面積	専用 ①	㎡	取得又は転貸等年月日	取得・譲渡 転貸開始・転貸終了
	共用 ②	㎡		年　月　日
	合計 ③	㎡		

12 転貸等の場合、貴社（殿）に貸している方の氏名等について次に記載してください。

住所又は所在地	〒　－	
氏名又は名称	(フリガナ)	
	(漢　字)	
	電話番号	

※印の欄は記入しないでください。借家人については別紙継続紙に記入してください。

申告書の控に受付印を必要とする方は、記入済みの申告書及び継続紙のコピーを添付してください。

（注）この記載例の場合、○○ビルが所在する文京区を所管する千代田都税事務所に申告書等を提出することになります。

なお、申告書等は文京都税事務所でも受け付けます（P. 78「申告書等受付都税事務所一覧」参照）。

＜記載要領＞

1［住所又は所在地］ 申告者の 23 区内の主たる事業所等の所在地を記載してください。なお、23区内に事業所等がない場合は、本店所在地を記入してください。

2［氏名又は名称］ 個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。

3［法人の代表者氏名］ 法人の業務を主宰している方が記名してください。

4［所在地］ この申告の対象となった事業所用家屋の所在地（**住居表示**）を記載してください。

5［ビルの名称］ 「○○ビル」「○○会館」等建物の名称を記載してください。

6［一棟の床面積］ 建物の延べ床面積を記載してください（**住宅部分や塔屋がある場合、その部分の床面積も含めてください。**）。

7［専用部分の床面積］ 事業所等として使用する床面積③は、様式その２（P.56）における各使用者（空室含む）の専用床面積を合計した数値と一致します（区分所有家屋・転貸等は除く）。

住宅として使用する床面積④は、専用部分に住宅部分がある場合に記載してください。

8［共用部分の床面積］ 非課税に係る床面積等が都税事務所により確認されている場合は、その内訳を記載してください。

9［事業所床面積］ 専用部分・共用部分に内訳がない場合の計算は、（②＋⑤）となります。

共用部分に内訳がない場合の計算は、（③＋⑤×③／②）となります。

10［特定防火対象物の用途番号］ 特定防火対象物に該当する場合、消防法施行令別表第一に規定する用途番号を○で囲んでください。

11［申告者の明細］ 区分所有家屋、転貸等の場合、申告者が貸付けの対象としている床面積（自己使用部分を含む。）及び転貸等年月日について記載してください。事業所床面積のうち専用①は、様式その２（P.56）の専用床面積を合計した数値と一致します。

なお、区分所有家屋や転貸等の貸付内容に係る申告の場合であっても、上記**4［所在地］**から**10［特定防火対象物の用途番号］**までの「一棟の明細」欄の記載が必要です。

12 転貸等の場合、貴社（殿）に貸している方の氏名等について記載してください。

＜特定防火対象物に係る非課税について＞

貸ビル等が次の特定防火対象物に該当する場合、共用部分の一定部分が非課税となることがあります。次に示した用途に該当する場合は、所管の都税事務所にご相談ください（都税事務所についてはP.78「事業所税における都税事務所の所管区域一覧表（申告先）」をご覧ください。）。

1　特定防火対象物

特定防火対象物とは、百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものをいいます。具体的には特定防火対象物一覧表（P.63）に掲げるものです。

2　非課税となる施設等

特定防火対象物内の消防用設備等で床面積を有するもの及び建築基準法第35条に規定する防災施設等の床面積の全部又は２分の１が非課税の対象となります。具体的には消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表（P.64）に掲げるものです。

事業所用家屋貸付等申告書（継続紙）（第１７９号様式その２）の記載要領

第１７９号様式その２

事業所用家屋貸付等申告書
（継続紙）

※処理欄	所在地	枝番	廃止	オーナー番号	申告年月日

※印の欄は記入しないでください。

貸付等申告

貸付の態様：1 貸付／自己／空室／転貸
貸付区分：2 新規／変更／解約／終了
借家人所在地・名称等

住所又は所在地（区名から記載してください。）
〒 104 － 0041
3 中央区新富2－6－○

事業所等の名称
4 支京営業所

フリガナ
××ショウジ カブシキガイシャ

氏名又は名称
××商事 株式会社

床面積
専用 ㎡
5 3000.00
共用 ㎡ 450.00
合計 ㎡ 3450.00

※処理欄

貸付等年月日
6 令和8年 8月 15日

階層
7 3,4,5階

電話番号
03－1111－222X

貸付の態様：貸付／自己／空室／転貸
貸付区分：新規／変更／解約／終了
借家人所在地・名称等

住所又は所在地（区名から記載してください。）
〒 160 － 0023
新宿区西新宿7－5－○

事業所等の名称
△△屋 春日店

フリガナ
カブシキガイシャ △△スイサン

氏名又は名称
株式会社 △△水産

床面積
専用 ㎡ 2000.00
共用 ㎡ 300.00
合計 ㎡ 2300.00

※処理欄

貸付等年月日
令和8年 9月 1日

階層
1,2階

電話番号
03－3333－444X

貸付の態様：貸付／自己／空室／転貸
貸付区分：新規／変更／解約／終了
借家人所在地・名称等

住所又は所在地（区名から記載してください。）
〒 －

事業所等の名称

フリガナ

氏名又は名称

床面積
専用 ㎡
共用 ㎡
合計 ㎡

※処理欄

貸付等年月日
年 月 日

階層
階

電話番号

内容に変更が生じたときの継続紙の記載例は、59ページを参照してください。

貸付の態様：貸付／自己／空室／転貸
貸付区分：新規／変更／解約／終了
借家人所在地・名称等

住所又は所在地（区名から記載してください。）
〒 －

事業所等の名称

フリガナ

氏名又は名称

床面積
専用 ㎡
共用 ㎡
合計 ㎡

※処理欄

貸付等年月日
年 月 日

階層
階

電話番号

申告書の控に受付印を必要とする方は、記入済みの申告書及び継続紙のコピーを添付してください。

1［貸付の態様］ 該当するものを○で囲んでください。なお、その意味は次のとおりです。

貸 付：有償であるか無償であるかを問わず、事実上他の者の利用に供している場合をいいます。
自 己：申告者が、貸ビルの一部を自分で使用している場合をいいます。
空 室：貸付対象の部屋で、借家人がまだ決まっていないものをいいます。
転 貸：申告者が借家人で又貸しをしている場合をいいます。

2［貸付区分］ 該当するものを○で囲んでください。なお、その意味は次のとおりです。

新 規：新たに貸付け等を行った場合をいいます。
変 更：貸付け等の状況（床面積等）に異動が生じた場合をいいます。
　同じビル内で、１階と８階を借りていた借家人が８階のみを解約した場合等もこれに含まれます。
解 約：貸付けを解約した場合をいいます。
終 了：自己使用していた部分について使用を中止した場合、空室であった部分について貸付け等に変わった場合等をいいます。

＜ 設 例 ＞

① 初めての申告

申告者（貸付者）甲社は、貸ビルの一部をＡ社に貸し付け、一部自己使用しており、一部に空室がある。この場合の、貸付の態様、貸付区分は次のとおりです。

	貸付の態様	貸付区分
Ａ社	貸付	新規
甲社	自己	新規
空室	空室	新規

② ２回目以降の申告

甲社の自己使用部分をＢ社に貸し付け、空室についてはＣ社に貸し付けた場合の、貸付の態様、貸付区分は、次のとおりです。

	貸付の態様	貸付区分
Ａ社	変更なし（※）	変更なし（※）
甲社	自己	終了
空室	空室	終了
Ｂ社	貸付	新規
Ｃ社	貸付	新規

（※）変更なしの場合、前回の申告と同様の内容で申告してください。

3 **［住所又は所在地］** 23区外に本店が所在する場合であっても、23区内の主たる事業所等の所在地（住居表示）を、区名から記載してください。

4 **［事業所等の名称］** 借家人の事業所等の名称（店舗名、支店名、営業所名等）がわかる場合、記載してください。（例）○○屋○○店、○○支店、○○営業所

5 **［床面積］** 借家人ごとの専用・共用・合計床面積を、前記P.52の算式により、求めて記載してください（**同じ借家人に複数箇所を貸し付けている場合は、各貸付面積を合算して記載してください。**）。自己使用部分や空室の専用・共用・合計床面積も記載してください。

なお、一棟全体を一の借家人に貸し付けている場合は、合計床面積のみ記載してください。解約・終了の場合には0㎡、床面積に変更があった場合は、変更後の床面積を記載してください。

また、2回目以降の申告の際も、変更のあった部分だけでなく、住宅として使用する部分以外のすべてについて床面積を記載してください。

6 **［貸付等年月日］** 貸付け等を行った年月日、変更、解約等異動が生じた年月日を記載してください。契約の更新があった場合でも、床面積に異動がなければ貸付等年月日は前回申告と同じ日付を記入してください。

なお、異動が生じた年月日とは、賃貸借契約等の締結日ではなく、賃貸借契約期間等の開始日又は終了日を指します。

7 **［階層］** 借家人に貸している階層が複数階にわたる場合は、全ての階を記載してください。

＜事業所用家屋貸付等申告書提出に関する注意事項＞

都税事務所から送付しております事業所用家屋貸付等申告書・継続紙には控が添付されておりません。受付印を押印した控が必要な方は、**申告書のコピーを添付いただくようお願いします。**申告書等を郵送により提出される方で控の返送を希望される場合は、控とともに**切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**

設例（P. 53）の内容に変更が生じたときの継続紙の記載例

（変更内容）

例１　令和８年11月１日　××商事株式会社が２階（1,000㎡）を新たに借り増した場合

例２　令和８年10月31日　株式会社△△水産が１階、２階を解約した場合

例３　令和８年11月１日　□□食品合同会社に１階（1,000㎡）を新規に貸し付けた場合

第179号様式その2

事業所用家屋貸付等申告書（継）

※処理欄	所在地	枝番	廃止	オーナー番号	申告年月日
	東京都文京区春日１丁目１６－○	00	0	001	

都税事務所から送付した様式には前回申告に*が印字されますので、今回異なる場合は二本線で削除してください。

変更後の床面積を記載してください。

階層が変わった場合は、加筆訂正してください。

契約期間の終了日を記載してください。

新たな借家人は、前回申告した借家人の続きに記載してください。

例１

貸付の態様	貸付区分	借家人所在地・名称等	床面積
*貸付	~~*新規~~	住所 中	専用 4000.00㎡
自己	（変更）	事業所等の名称：文京営業所	共用 600.00㎡
空室	解約	フリガナ：××ショウジ　カブシキガイシャ	合計 4600.00㎡
転貸	終了	氏名又は名称：××商事　株式会社	※処理欄：0001
貸付等年月日：令和8年11月1日		階層：2, 3, 4, 5階	電話番号：03-1111-222X

例２

貸付の態様	貸付区分	借家人所在地・名称等	床面積
*貸付	~~*新規~~	住所又は所在地（区名から記載してください。）〒 160 － 0023 新宿区西新宿７丁目５－○	専用 0㎡
自己	変更	事業所等の名称：△△屋　春日店	共用 0㎡
空室	（解約）	フリガナ：カブシキガイシャ　△△スイサン	合計 0㎡
転貸	終了	氏名又は名称：株式会社　△△水産	※処理欄：0002
貸付等年月日：令和8年10月31日		階層：1, 2階	電話番号：03-3333-444X

例３

貸付の態様	貸付区分	借家人所在地・名称等	床面積
（貸付）	（新規）	住所又は所在地（区名から記載してください。）〒 150 － 0001 渋谷区神宮前1－2－○	専用 1000.00㎡
自己	変更	事業所等の名称：文京支店	共用 150.00㎡
空室	解約	フリガナ：□□ショクヒン　ゴウドウガイシャ	合計 1150.00㎡
転貸	終了	氏名又は名称：□□食品　合同会社	※処理欄：
貸付等年月日：令和8年11月1日		階層：1階	電話番号：03－5555－666X

貸付の態様	貸付区分	借家人所在地・名称等	床面積
貸付	新規	住所又は所在地（区名から記載してください。）〒 －	専用 ㎡
自己	変更	事業所	共用 ㎡
空室	解約	フリガナ	合計 ㎡

※印の欄は記入しないでください。

非課税対象施設一覧表

整理番号	対象	要件等（概略）	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34①
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	〃②
3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	〃③－3
4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃③－4
5	と畜場	と畜場法に規定するとと畜場	○	○	〃③－5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃③－6
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	〃③－7
8	一般廃棄物処理施設	区市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃③－8
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	〃③－9
10	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等	○	○	〃③－10～10の9
11	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	〃③－11
12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	〃③－12
13	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○	〃③－14
14	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	〃③－16
15	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	〃③－17
16	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃③－18
17	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃③－19

整理番号	対象	要件等（概略）	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34 ③－20
19	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は一定の貨物利用運送事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③－21
20	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③－22
21	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	〃 ③－23
22	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	〃 ③－24
23	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	〃 ③－25
24	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	〃 ③-25の2
25	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	〃 ③－26
26	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	〃 ③－27
27	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐車場	○	○	〃 ③－28
28	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	〃 ③－29
29	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	－	〃 ④
30	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	－	○	〃 ⑤
31	2025年日本国際博覧会に関して行う事業の用に供する施設	令和7年に開催される国際博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	○	○	本法附則 32の4①
32	2027年国際園芸博覧会に関して行う事業の用に供する施設	令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	○	○	本法附則 78⑫

（令和８年３月31日現在）

勤労者の福利厚生施設（法 701 の 34③-26）

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、具体的には、体育館、保養所、理髪室、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、食堂、売店、喫茶室、喫煙室等であって、業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供されるものをいいます。

ただし、タクシー乗務員の仮眠所、制服着用者の更衣室、工場の浴室、研修施設等、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設には該当しません。

福利厚生施設に該当するには、壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要です。容易に移動可能なロッカーなどで区切られているスペースは福利厚生施設に該当しません。

路 外 駐 車 場（法 701 の 34③-27）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。

なお、一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、一般的な営業形態としては、時間単位で駐車料金を設定しているいわゆる時間貸しがこれにあたります。

非課税となるのは、このうち、都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法の規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね 200 メートル）以内に設置される路外駐車場です。

また、非課税対象床面積には、駐車の用に供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及び機械式駐車場のターンテーブル等も含まれます。

消防用設備等・防災施設等（法 701 の 34④）

消防用設備等及び防災施設等とは、百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物（特定防火対象物）に設置される消防用設備等及び防災施設等で一定のものをいいます。

したがって、次の「表１」に掲げる特定防火対象物内に設置される、「表２」に掲げる消防用設備等及び防災施設等の床面積について、一定割合が非課税となります。

このため、特定防火対象物以外の一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、それらの施設は非課税施設に該当しないので、ご注意ください。

なお、特定防火対象物の確認は、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」等にて行います。

【表１】 特 定 防 火 対 象 物 一 覧 表

(1)	イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ　公会堂又は集会場
(2)	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ　遊技場又はダンスホール ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ　待合、料理店その他これらに類するもの ロ　飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ　病院、診療所又は助産所 ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 ハ　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(6)ロ以外のもの）、老人福祉センター、有料老人ホーム（(6)ロ以外のもの）、保育所、幼保連携型認定こども園等 ニ　幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	準地下街

（注）　本表は、消防法施行令 別表第一に基づき作成したものです。

【表２】消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

		整理番号	非課税対象床面積	非課税割合
特殊消防用設備等 消防用設備等 令56の43②	消防法・同施行令	1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線シャフトの部分	全部
		2	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	
		3	消火薬剤の貯蔵庫	
		4	動力消防ポンプの設備の格納庫	
		5	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	
		6	避難器具の設置部分	
		7	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	
防災施設等 令56の43③・規24の9	建築基準法・同施行令	8	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部
			(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずる階段 (4) (1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る。）	1/2
		9	廊下の部分	1/2
		10	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
		11	非常用進入口のバルコニーの部分	全部
		12	中央管理室（2の部分を除く。）	1/2
		13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む。）及び乗降ロビー	全部
			(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。） (3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る。）	1/2
	東京都火災予防条例	14	避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
			(2) (1)以外の避難通路	1/2
		15	条例の規定に基づき設置する喫煙所	1/2
		16	その他（行政命令に基づき設置するもの） (1) 避難階段の附室 (2) 避難のための屋内バルコニー (3) 防災センター及び防災サブセンター (4) 消防用機器等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。）	1/2

（注）　表中、非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

課税標準の特例対象施設一覧表

整理番号	対象	要件等（概略）	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41①-1
2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	〃①-2
3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設	3/4	—	〃①-3
4	産業廃棄物収集運搬事業用施設等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2	〃①-4
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	〃①-5
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	〃①-6
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	〃①-7
8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	〃①-8
9	旅館・ホテル営業用施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設	1/2	—	〃①-9
10	港湾施設のうち一定のもの	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	〃①-10
11	港湾施設の上屋、倉庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	〃①-11
12	外国貿易コンテナー施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	〃①-12
13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	〃①-13
14	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	〃①-14
15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	〃①-15
16	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2	〃①-16
17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	〃①-17

整理番号	対象	要件等（概略）	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41①-18
19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2	〃①-19
20	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—	〃②
21	沖縄振興特定民間観光関連施設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域に設置される一定の特定民間観光関連施設	1/2	—	本法附則33①
22	沖縄振興情報通信産業施設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域に設置される一定の情報通信産業等の用に供する施設	1/2	—	〃33②
23	沖縄振興産業高度化・事業革新促進事業用施設	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域に設置される一定の産業の用に供する施設	1/2	—	〃33③
24	沖縄振興国際物流拠点産業施設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域に設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設	1/2	—	〃33④
25	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認された計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	〃33⑤

（令和８年３月 31 日現在）

減免対象施設一覧表

整理番号	対象	要件等（概略）	減免割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	教科書出版事業用施設	教科書の出版に係る売上金額が総売上金額の２分の１を超える場合の教科書出版事業用施設	1/2	1/2	条規36の3－1
2	指定自動車教習所	道路交通法に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2	〃－2
3	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	1/2	－	〃－3
4	タクシー事業用施設	タクシー台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	〃－4
5	小規模企業者等設備助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの	全部	全部	〃－5
6	慈善興行を行う劇場等	劇場等で国又は都等の振興助成に係る演劇等の上演又は慈善興行がしばしば行われ公益性を有すると認められるもの	1/2	－	〃－6
7	舞台等の広い劇場等	定員制をとっている劇場等で、舞台、楽屋等の部分の面積が客席の部分の面積より大きいものの舞台等	1/2	－	〃－7
8	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で事務所以外の施設	一定割合	一定割合	〃－8
9	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	〃－9
10	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	〃－10
11	古紙卸売業用施設	古紙卸売業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	1/2	－	〃－11
12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1/2	－	〃－12
13	ビルメンテナンス業用施設	ビルメンテナンス業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	－	全部	〃－13
14	製革業用施設	製革業を行う者が直接当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	－	〃－14
15	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場で、事務所以外の施設	全部	全部	〃－15
16	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る製品の保管の用に供する倉庫	1/2	－	〃－16
17	織物業の保管用施設	織物の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料若しくは製品の保管又は製造の準備の用に供する施設	1/2	－	〃－17

整理番号	対象	要件等（概略）	減免割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	製綿業の保管用施設	綿の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	—	条規36の3－18
19	機械染色整理業の保管用施設	機械染色整理の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	—	〃－19
20	つけものの製造用施設	つけものの製造の事業を行う者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	〃－20
21	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計３万㎡未満のもの	全部	全部	〃－21
22	その他知事が適当と認める施設	1～21との均衡を考慮して、事業所税の減免を行うことが適当と認める施設※	一定割合	一定割合	〃－23
23	災害等により損害を受けた家屋	災害等により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合	一定割合	—	条188の23①－1

※条規36の3-23により、東京都認証保育所及び地方公共団体が設置し指定管理者が管理する介護老人保健施設は、資産割及び従業者割の全部が、地方公共団体等が設置し指定管理者等が管理する自転車等駐車場及び帰宅困難者のための備蓄倉庫で都の補助金の交付又は都から備蓄品の譲渡を受けたもの（補助金交付決定日又は譲渡備蓄品の受領日から5年以内に終了する事業年度に係るものに限る。）は、資産割の全部が減免になります。

（令和８年３月31日現在）

よくあるお問い合わせ



よくあるお問い合わせの一部を掲載しました。
なお、実際の事例については、実態に即して総合的に判断する必要がありますので、所管する都税事務所にお問い合わせください。

Q１　Ａ法人（3/31 決算）は、４月半ばに店舗を借りて内装工事を行い、５月１日にオープンしました。新設の日はいつになりますか？

A　新設の日は、営業開始の日（オープンの日）ではなく、当該業務の準備期間等を含めた日となります。賃借等の場合、原則として賃貸借期間の開始日となります。

　なお、算定期間（事業年度等）の中途での新設の場合、月割計算の月数については、新設の日の属する月の翌月から数えます（Q2 参照）。

　この例では、４月が新設の日の属する月なので、月数は５月から数えます。

Q２　算定期間（事業年度等）の中途で、事業所等の１つを廃止（新設）しましたが、月割計算はどのように行うのですか？

A　算定期間（事業年度等）の中途で廃止（新設）をした場合の床面積の算定は、月割で計算します。

　廃止の場合は、廃止の日が属する月まで（新設の場合は、新設の日が属する月の翌月から）の月数で計算します。

　なお、免税点判定については、算定期間（事業年度等）の末日現在の事業所床面積で行います。

Q３　算定期間（事業年度等）の中途で、さらに同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増しした場合は月割計算になりますか？また、合併等により同一ビル内で事業所等が増えた場合はどうなりますか？

A　同一ビル内で、借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間（事業年度等）の末日の床面積が課税標準となります。

　合併等により事業所等が増えた場合も同様です。

Q４　Ａ法人（3/31 決算）は、期末日時点で、本社 300 ㎡、東京支社 300 ㎡、港支店 200 ㎡、新宿支店 300 ㎡があります。また、算定期間（事業年度等）の中途で、次のような異動がありました。課税標準はどうなりますか？

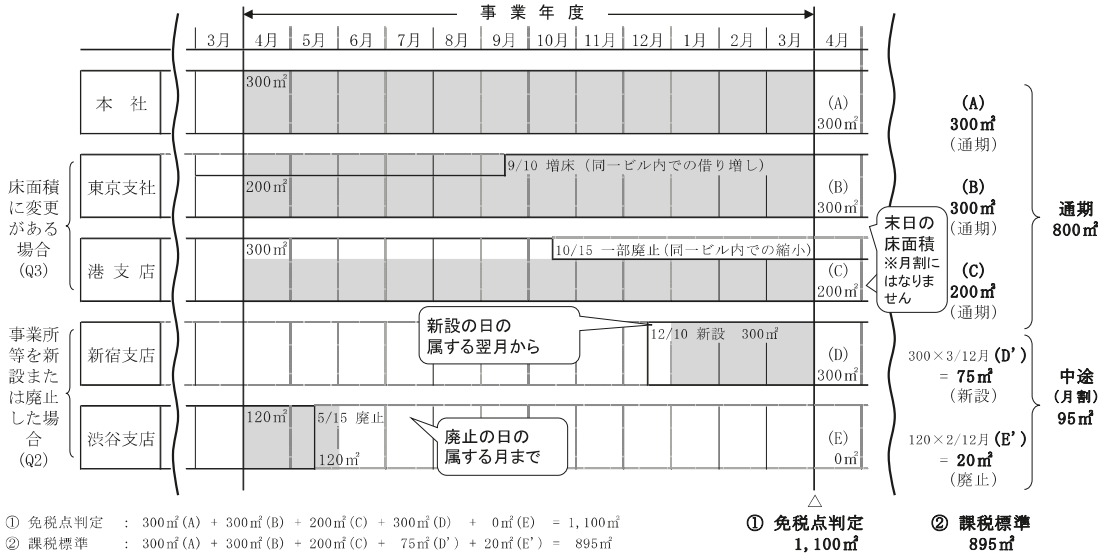
5/15　渋谷支店（120 ㎡）を廃止しました

9/10　東京支社に事業部を統合するため、100 ㎡借り増しし、300 ㎡となりました

10/15　港支店の事業部を東京支社へ統合したため、200 ㎡に縮小しました

12/10　新宿支店（300 ㎡）を新設しました

A　本社・東京支社・港支店を通期、新宿・渋谷支店を月割で計算し、下図のとおりになります。



Q５　賃貸ビルの一部を借りて事業を営んでいる場合、事業所床面積には、階段やエレベーター等の共用床面積も含まれますか？

A　共用部分がある場合の事業所床面積は、専用床面積と共用床面積の合計床面積となるため、含める必要があります。共用部分の床面積は、同一ビル内で各事業者が使用する専用床面積の割合であん分し、専用床面積と併せて申告してください。申告の際には、ビルのオーナー、貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、別表４（共用部分の計算書）を添付してください。

Q６　倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか？

A　事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

従業者が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため、当該事業所等と併せて申告する必要があります。

Q７　貸ビル業に事業所税はかかりますか？

A　事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となります。転貸の場合も同様です。ただし、貸ビルの管理人室・管理用品倉庫等、管理のための施設は、貸ビル業者に係る施設となります。

なお、事業所用家屋を貸し付けている方には、事業所用家屋貸付等申告書の提出が義務付けられています。

Q８　貸ビル内の駐車場も申告する必要がありますか？

A　貸ビル内の駐車場についても、そこで事業を行う法人又は個人に納税義務があります。したがって、貸ビル業者が自動車を管理・保管することを業として行っている場合（専業であるか否かや、収入の有無は問いません）には、その駐車場の納税義務者は貸ビル業者となります。

一方、単に駐車スペースを借りて車両を保管しているにすぎない者は、その車両を何らかの事業の用に供していたとしてもそこで事業を営んでいるとはいえないため、納税義務者とはなりません。

Q９　研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用している場合、福利厚生施設として非課税になりますか？

A　業務にも使用する施設は非課税にはなりません。名称にかかわらず、当該施設が従業員の保養を目的とする従業員の福利厚生施設であると認められる場合を除き、業務用施設として課税対象となります。

なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として使用して研修が行われる施設は、福利厚生施設であるとは認められません。

Q10　A 法人（12/31 決算）を 2/22 に設立した場合、課税標準の算定期間の月数が 12 月未満になります。この場合、課税標準の算定期間の月数はどのようになりますか？また、4/25 に B 支店（1,200 ㎡）を新設した場合の課税標準となる床面積はどのようになりますか？

A　課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合、算定期間の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。具体的には、翌月における起算日に応答する日の前日を期間の末日として計算します。設問の A 法人の場合は、下図のとおりです。

（例）2/22～12/31　事業年度の場合

①月	②月	③月	④月	⑤月	⑥月	⑦月	⑧月	⑨月	⑩月	⑪月
2/22～3/21	3/22～4/21	4/22～5/21	5/22～6/21	6/22～7/21	7/22～8/21	8/22～9/21	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～12/21	12/22～12/31

よって、A 法人の算定期間の月数は、11 月となります。

また、4/25 に B 支店を新設した場合の使用月数は、以下のとおり 8 月であり、課税標準となる床面積は 800 ㎡となります。（P. 8、10 関連）

（例）2/22～12/31　事業年度の場合
＜B支店の使用月数＞

①月	②月	③月	④月	⑤月	⑥月	⑦月	⑧月	⑨月	⑩月	⑪月
2/22～3/21	3/22～4/21	4/22～5/21	5/22～6/21	6/22～7/21	7/22～8/21	8/22～9/21	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～12/21	12/22～12/31

4月25日（新設）

$$\left[\begin{array}{c}\text{B支店分の課税標準となる事業所床面積}\end{array}\right] = 1,200\text{㎡} \times \frac{11\text{月}}{12\text{月}} \times \frac{8\text{月}}{11\text{月}} = 800\text{㎡}$$

参考

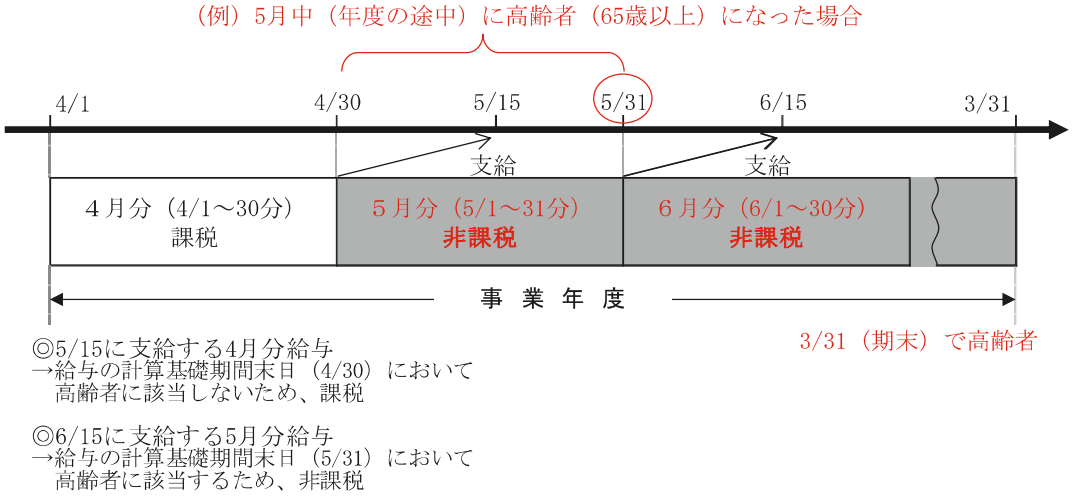
Q11　年度の中途で高齢者に該当することとなった場合はどのように取り扱いますか？

A　【免税点判定】

算定期間末日現在で高齢者に該当する者は、課税対象外なので従業者数に含めません。ただし、役員は、高齢者であっても従業者数に含めます。

【課税標準の算定】

従業者の給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、高齢者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。



◎5/15に支給する4月分給与
→給与の計算基礎期間末日（4/30）において
高齢者に該当しないため、課税

◎6/15に支給する5月分給与
→給与の計算基礎期間末日（5/31）において
高齢者に該当するため、非課税

Q12　役員は従業者数に含まれますか？また、役員報酬等は従業者給与総額に含まれますか？

A　従業者には、一般の従業員のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

そのため、役員は、免税点の判定における従業者数に含め（無給の役員を除く。）、役員報酬、役員賞与は従業者割の課税標準となる従業者給与総額に算入します。

なお、役員は、高齢者及び障害者であっても従業者に含まれます。使用人兼務役員の場合も同様です。

Q13　アルバイトやパートタイマーは従業者数に含まれますか？また、その給与等は従業者給与総額に含まれますか？

A　相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものについては、免税点の判定においては含めません。

「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、アルバイトやパートタイマーなどの形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、就業規則等で定められた１日の所定労働時間が正規従業者と比較して４分の３未満であるものをいいます。

なお、就業規則等に勤務時間の規定がなく、日々変動する場合には、免税点判定日（期末日）における実勤務時間で比較します。

派遣法に基づく派遣労働者は、派遣元の通常の従業者と比較して判断します。

この場合の免税点の判定においては、課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等に該当しないかどうかもご確認ください（Q15 参照）。

このようにして免税点判定日（期末日）に 23 区内の従業者を数え、100 人を超えた場合には、算定期間（事業年度等）中においてアルバイトやパートタイマーを含む全ての従業者に支払った給与等が従業者給与総額になります。

Q14　派遣法に基づく派遣労働者が算定期間末日に課税区域外に派遣されている場合、派遣元の従業者数及び従業者給与総額に含まれますか？

A　課税区域外に派遣されている場合の派遣労働者は、免税点判定に含めません。

派遣労働者の免税点判定及び課税標準はそれぞれ派遣元の従業者及び従業者給与総額に含めますが、具体的な取扱いは次のとおりになります。

算定期間末日の状況	免税点の判定	課税標準
課税区域内への派遣（２３区内）	含める	課税区域内に派遣されていた期間の給与等は課税標準に含め、課税区域外に派遣されていた期間の給与等は、課税標準から除きます。
課税区域外への派遣（２３区外）	含めない	
派遣登録のみ（雇用契約なし）	含めない	

＊　算定期間中に課税区域内と課税区域外の両方に派遣されていた場合も、免税点判定は、算定期間末日の派遣状況により行います。

Q15 Ａ法人（12/31 決算）の従業者は、本店に 80 人のほか、８月に新設したＢ支店の各月末の人数が次のとおりとなっています。申告は必要ですか？

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
従業者数	―	―	―	―	―	―	―	30	50	40	30	15

A　Ｂ支店の各月末の人数について、最大の従業者数（9 月末　50 人）が最小の従業者数（12 月末　15 人）の２倍を超えているので、課税標準の算定期間中(注)を通じて従業者数に著しい変動がある場合に該当します。

この場合、Ｂ支店の従業者数は、算定期間の末日の現況による 15 人ではなく、以下の式により求めます。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

$$= \frac{(30 + 50 + 40 + 30 + 15)\text{人}}{5\text{月}}$$

$$= 33\text{人}$$

よって、Ａ法人の従業者数は、80＋33＝113 人となり、免税点を超えますので、納付申告が必要になります。

（注）算定期間の中途で新設された事業所等においては、新設の日の属する月から課税標準の算定期間の末日までの期間を指します。

Q16　課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に、事業所等の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか？

A　課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に以下のような変動があった場合の免税点の判定は、次のとおりになります。

	資産割	従業者割
①　末日に廃止された事業所等	含める	含める
②　末日に新設された事業所等	含める	含める
③　末日に退職した従業者	―	含める
④　末日に採用された従業者	―	含める
⑤　末日に非課税となった施設	含めない	含めない
⑥　末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
⑦　末日に高齢者（65 歳以上）に該当することになった者	―	含めない
⑧　末日に課税団体外へ配置された従業者	―	含めない
⑨　末日に課税団体内へ配置された従業者	―	含める

Q17　委託事業を行っている事業所等がありますが、誰が資産割の納税義務者となりますか？

A　委託事業の実施の実態により、おおむね次の３つの状況を総合的に勘案して、委託事業に係る事業主体を認定することとなります。

(1) 当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている者

(2) 当該事業を行っている事業所等の使用、管理等の状態を把握している者

(3) 当該事業を行っている事業所等の管理運営の責任を負っている者

Q18　本社（23 区内）に所属する従業者で、通常は自宅で勤務を行う者がいます。本社へ出勤することが年に数回程度ありますが、どのように取り扱うのでしょうか。

A　給与等が支払われ、指揮命令関係等が本社との間にある場合は、本社の従業者として取り扱うことが適当です。

ただし、算定期間を通じて一度も課税区域（23 区）内の事業所等に出勤しないことが客観的に判断できれば、免税点判定上の従業者及び課税標準から除かれます。

当該従業者は、算定期間において課税区域（23 区）内の事業所等で勤務することがあるため、上記のとおり本社の従業者として免税点判定上の従業者及び課税標準に含めることが適当です。

事　業　所　税　の　課　税　団　体

事業所税の課税団体は、次の 77 団体です。（令和８年３月 31 日現在）

1　東京都（特別区の存する区域）

2　地方自治法 252 の 19①の市（２０市）

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

3　首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（３市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

4　近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（５市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

5　人口３０万以上の政令で指定する市（４８市）

（北海道地方）　旭川市
（東北地方）　秋田市、郡山市、いわき市
（関東地方）　宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
（中部地方）　富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
（近畿地方）　大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
（中国地方）　倉敷市、福山市
（四国地方）　高松市、松山市、高知市
（九州・沖縄地方）　久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

申告書等受付都税事務所一覧

提出先 （所管都税事務所）	千代田都税事務所 〒101-8520 千代田区内神田2-1-12 (03)3252-7141	中央都税事務所 〒104-8558 中央区新富2-6-1 (03)3553-2151	港都税事務所 〒106-8560 港区麻布台3-5-6 (03)5549-3800	新宿都税事務所 〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 (03)3369-7151
①事業所税の申告 （主たる事業所等の所在区） ②事業所等の新設・廃止申告 （新設・廃止した事業所等の所在区） ③事業所用家屋の貸付等申告 （事業所用家屋の所在区）	千代田区・文京区 北区・荒川区 足立区	中央区・台東区 墨田区・江東区 葛飾区・江戸川区	港区・品川区 大田区	新宿区・目黒区 世田谷区・渋谷区 中野区・杉並区 豊島区・板橋区 練馬区

・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書等のご提出は、**所管都税事務所**へお願いします。
・主たる事業所等が所在する区の都税事務所※の窓口においても、申告書等の受付を行います。

※ 各都税事務所の所在地や電話番号については、東京都主税局ホームページ
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/) の ＜都税事務所一覧＞をご覧ください。

インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の**電子申告・申請、電子納税**をご利用ください

電子申告にはこんなメリットがあります！

メリット１　電子申告、電子申請・届出、電子納税の手続を、オフィスや自宅のパソコンから行うことができます。

メリット２　eLTAX（エルタックス）を利用している複数の地方公共団体への申告を、まとめて一度に送信できます。

メリット３　無料ソフトのPCdesk（ピーシーデスク）のほか、eLTAX（エルタックス）対応の市販の財務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。

メリット４　お早めに利用届出の手続を行うと、プレ申告データをダウンロードして利用することができます。※

※市販の財務・会計ソフトをご利用の場合は、対応状況が異なりますのでご利用のソフトの製造元へお問い合わせください。

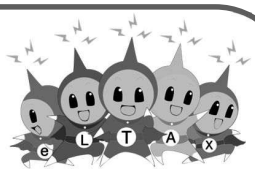
以下の手続が利用できます。

電子申告	電子申請届出	電子納税
納付申告　修正申告	事業所等新設・廃止	本税
免税点以下申告	減免申請	延滞金
事業所用家屋貸付等申告	みなし共同事業に関する明細	加算金
	など	

インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の**電子申告・申請、電子納税**をご利用ください

ペイジーやダイレクト納付のほか、クレジットカード納付も可能です。
詳細は下記ホームページ等をご覧下さい。



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

利用開始の手続きはこちらから
eLTAX（エルタックス）ホームページ　：https://www.eltax.lta.go.jp/
ご不明点等はこちらから
eLTAX（エルタックス）よくあるご質問　：https://eltax.custhelp.com/

参考

東京都主税局ホームページのご案内

東京都主税局では、ホームページを用意しております。メニューは、「都税Ｑ＆Ａ」「都税事務所一覧」「届出・申請」などです。
「届出・申請」内の「各種様式」から事業所税の申告書等を印刷できますので、ご利用ください。

ホームページアドレス　https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/

事業所税の手引

令和８年３月２３日　登録番号（０７）８２

編集・発行　東京都主税局課税部法人課税指導課
新宿区西新宿二丁目８番１号
ホームページアドレス　https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/
印刷所　社会福祉法人　東京コロニー

東京都主税局

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

2603-7050